

第四十六回国会 地方行政委員会 議 録 第二十六号

昭和三十三年三月二十六日(木曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 森田重次郎君

理事田川 誠一君 理事渡海元三郎君

理事中島 茂喜君 理事永田 亮一君

理事藤田 義光君 理事川村 義義君

理事佐野 憲治君 理事安井 吉典君

大石 八治君 大西 正男君

奥野 誠亮君 龜岡 高夫君

飯谷 忠男君 久保田四次君

竹内 黎一君 武市 恭信君

登坂重次郎君 野呂 恭一君

橋本龍太郎君 村山 達雄君

山崎 巖君 和爾俊二郎君

秋山 徳雄君 阪上安太郎君

重盛 寿治君 千葉 七郎君

華山 親義君 細谷 治嘉君

栗山 礼行君 門司 亮君

出席國務大臣

國務 大臣 赤澤 正道君

出席府政委員

警察庁長官 江口 俊男君

自治事務官 松島 五郎君

(大臣官房長) 自治事務官 宮澤 弘君

(大臣官房参事官) 自治事務官 佐久間 暹君

(行政局長) 自治事務官 柴田 護君

(財政局長) 自治事務官 松村 清之君

消防庁長官 川合 武君

消防庁次長 武君

委員外の出席者

外務事務官 前田 利一君

(アジア課長) アジア課長

外務事務官 須之部量三君
(条約局外務参事官)
大藏事務官 後藤 正君
(主計局主査) 専 門 員 越村安太郎君

三月二十六日

委員篠田弘作君、三池信君、森下元晴君及び和爾俊二郎君辭任につき、その補欠として野呂恭一君、竹内黎一君、橋本龍太郎君及び飯谷忠男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員飯谷忠男君、竹内黎一君、野呂恭一君及び橋本龍太郎君辭任につき、その補欠として和爾俊二郎君、三池信君、篠田弘作君及び森下元晴君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

小委員会における参考人出頭要求に関する件

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第三十一号)(参議院送付)
地方自治及び地方財政に関する件
(地方公共団体の議員の報酬に関する問題等)

○森田委員長 これより會議を開きます。この際、赤澤國務大臣から發言を求め

められておりますので、これを許します。赤澤國務大臣。

○赤澤國務大臣 今回はからずも自治大臣兼國家公安委員會委員長の重責をお引き受けることになりました。

このたび突発的不祥事件により、国会開会の最中に大臣の交代ということになったわけでありますが、私としては、まず早急に治安体制の確立をはかつて内外の信を回復しなければならぬと考えます。目下国会に提案しております法案も数多くございますし、これから御審議をいただくこととなる重要な案件もあろうかと存じます。皆様方の格段の御協力、御鞭撻によりまして、これら当面する地方自治並びに國家治安の問題に、全力をあげて対処してまいりる所存であります。どうかよろしくお願いを申し上げます。簡単でありますので、ごあいさつにいたします。(拍手)

○森田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

地方公営企業に関する調査小委員会において地方公営企業について調査を進めるため、明二十七日金曜日、参考人として東京都交通局局長佐藤登君、大阪市交通局局長今岡鶴吉君、神戸市交通局局長藤原潔君、日本交通労働組合連合会中央執行委員長萩原信治君、日本都市交通労働組合連合会関西地方協議会議長木下正治君、以上五名の方々の出席を求め意見を聴取したい旨、小委員長から申し出がありました。つきましては、同小委員会に参考人の出頭を求め、その意見を聴取するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○森田委員長 地方自治及び地方財政に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。

○赤澤國務大臣 きのうまで外務委員長をやっております、その議論の渦中におりましたところ、たまたま自治大臣になったら、またのつけからその問題の御質問で、まことに私としては一つの感慨があるわけでございますが、私はこういう問題はきわめて簡単に考えております。韓国と申しますのは、言うまでもなく一衣帯水の外国でございまして、いつまでも兩國の国交が正常化されないということは遺憾なことでもある。ただまあ委員會を通じて皆さんの御議論を聞いておりました、旧朝鮮の内部にいろいろ問題がありますので、そういうことが中心になって議論が進んでおるようでござい

○安井吉典君 ます赤澤大臣の御就任をお祝い申し上げます。

地方自治の問題も、それからまた國家公安の問題も、問題だらけで、地方自治体が中央集権化のもとに圧迫をされております現状、公安の問題では前大臣がおやめになったその経過からも明らかであります。そういうような点で、御健闘を祈りたいと思います。

その御就任の最初の機会に、ただいま日韓談話が行なわれているわけでございまして、それと地方自治との関係につきまして若干のお尋ねをいたしましたと思うわけであります。これは外務委員會ではありませんが、まあ外交的なこまかい問題には入らないいたしましたけれども、日韓交渉がその成り行きいかんによりましては、地方自治体に対していろいろな形で影響を持ってくるものと私は考えます。大臣御就任早々

であります、外務委員長で今日まであられたわけですが、やはりこの問題とつながりがないわけではないのであります、自治大臣といたしまして、この日韓交渉の成り行きに、どういふような点に関心をもちになつておられるか、その点からひとつ伺つておきたいと思ひます。

○森田委員長 きのうまで外務委員長をやっております、その議論の渦中におりましたところ、たまたま自治大臣になったら、またのつけからその問題の御質問で、まことに私としては一つの感慨があるわけでござい

が、私はこういう問題はきわめて簡単に考えております。韓国と申しますのは、言うまでもなく一衣帯水の外国でございまして、いつまでも兩國の国交が正常化されないということは遺憾なことでもある。ただまあ委員會を通じて皆さんの御議論を聞いておりました、旧朝鮮の内部にいろいろ問題がありますので、そういうことが中心になって議論が進んでおるようでござい

○森田委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

地方公営企業に関する調査小委員会において地方公営企業について調査を進めるため、明二十七日金曜日、参考人として東京都交通局局長佐藤登君、大阪市交通局局長今岡鶴吉君、神戸市交通局局長藤原潔君、日本交通労働組合連合会中央執行委員長萩原信治君、日本都市交通労働組合連合会関西地方協議会議長木下正治君、以上五名の方々の出席を求め意見を聴取したい旨、小委員長から申し出がありました。つきましては、同小委員会に参考人の出頭を求め、その意見を聴取するに御異議ありませんか。

正常な国交を回復したいもの、こういうふうな考えをしております。

○安井委員 同じ隣国でも中国のほうには、この国交回復の問題については政府はあまり御熱心でないわけであり、しかも日本がいま置かれております国際的な立場からいっても、私どもはいま二千億円に余る金を韓国に出すというふうな形で問題をあわてて解決をして、悔いを千載に残すというふうなことがあってはならない、かように考えるわけでありますが、きょうはそういうふうな外交の大きな論点から問題を論ずるのではなく、地方自治体という立場から、たとえば韓国人の法的地位の問題やらそういうような問題も、地方公共団体という立場から無関心ではおれない問題です、自治大臣という地方自治体の問題を取り扱っておられるお立場から、やはりこういうふうな点にはこうなくてはならない、こういうふうなお考えがあらわに、いのではないかと私は思うのであります、いかがですか。

○赤澤国務大臣 私は御案内のとおりに鳥取県から出ておまして、私のところのつい目と鼻の先に竹島というところには人は住んでおりませんが、岩山みたいなものがあるわけでございます。この帰属の問題が非常に争点の一つになっておる。それで、私の町に境港という港があって、そこに海上保安部があって、巡視艇が数隻いる。これが始終回つてみて、竹島の上に韓国の旗が立っているとそれをまた取り返してつづけていくとまた立てる。何だか子供だましみたいなことを一時やっておった時期もありましたが、歴史的にこれは日本の領土の一部ですか。

ら、たとえ岩山でありといえども、私たちは日韓交渉の対象にこれを取り上げられる限りにおきましては、日本の領土であるという主張をあくまで貫かなければいかぬという。これは人が住んでおりませんから、地方自治という範疇に入るかどうかわかりませんが、けれども、やはり領土の帰属の問題に關しますから、私たちも重大関心を持っております。

その他、御質問の要旨がどこまで御要求になっておるのかわかりませんが、日韓の問題は、先ほどお述べになりましたとおり、法的地位と申しましてなかなか問題が複雑でして、一時は法的地位の問題は片づいたといううわさも私は聞いたのだが、そう簡単じゃないはずだと思つたら、はたせるかな、いろいろなやっかいなことが出てきておるようでございます。しかし、これは主として法務省の所管でございまして、私は私なりに一つの見解があるけれども、ここでそういうことを述べることは慎みたいと思つて、なかなか多く問題を含んでおるようでございます。

その他、何かまた御指摘がございしたら、そういう問題についての私の考え方を率直に申し上げて御理解を得たいと思つております。

○安井委員 大臣は、鳥取県の御出身であります、あれは鳥根県の所屬ですか。鳥根県の何郡何村が御存じですか。

○赤澤国務大臣 あれは、後醍醐天皇の隠岐島がありまして、隠岐島というのはほんとうは鳥取県の領分だと思つただけけれども、ちゃんと鳥根県ということになっておる。竹島は鳥根県でい

いでしよう。しかしその近所にある島なんですよ、これは隠岐国でしよう。隠岐郡といふから、隠岐国ですよ、くつった島ですか。

○安井委員 隠岐郡五箇村の一部だそうですね。竹島は日本の領土だといふかたい確信を大臣さまにお述べになつたわけでありまして、その根拠はどういうふうにお考えなのですか。

○赤澤国務大臣 これは文獻にずっとあそこは日本の一部だといふことが残つておるわけですよ。ただ、さっきも言いましたように、人の住めるようなところではない、単なる岩山ですから。なかなかそこにはむづかしい点がある。向こう側に言わせると、向こうにも資料があるようなことを言つておりますけれども、やはりこれを公平な第三者が判断した場合、お互いに資料を出し合つて判断した場合、これらの位置からいいますと、史実からいいますと、これは明確に日本の領土だと主張し得るものと私は考えております。

○安井委員 韓国側の主張の要点はどういうことですか。

○前田説明員 お答え申し上げます。韓国側の主張は、一面歴史的な考証によりまして、この竹島がかねてから韓国の本土とながりのある領土であるという点、一つ主張いたしますと同時に、国際法から見ても、日本側の編入の前後関係から見ても、これは韓国のものではないという歴史的考証と、法律論と、両方に立つてこれを韓国のものだと主張してまいつております。

○安井委員 日本側の主張と韓国側の主張との食い違い、その内容、そしてまた日本側の主張のほうに明らかに正しいのだと、もう少し迫力のある根拠を、やはりお示しただきたいと思つております。

○前田説明員 その問題につきましては、昭和二十八年の七月、それから三十九年の七月、さらに三十一年の九月、三十七年の七月、特にわが国の竹島領有権の主張が、広汎な歴史的考証及び正確な国際法の解釈上疑いなきことを詳細に立証する日本政府の見解を韓国側に提出いたしました。韓国側はこれに對し、そのつど自分のほうの主張をまた詳しく言つてまいつておるわけでありまして、その歴史的考証の内容並びに法律解釈上からの先方の立論といひますものは、非常に詳細にもわたりますし、またただいまその韓国側の主張を手元待ち合わせしてきておるもので、それを整理いたしまして、要点を後刻委員会のほうに提出させていただきます。

○安井委員 それではひとつ資料で御提出いただきたいと思つております。とにかく竹島の問題につきましては、日本側の主張が正しいのだ、こういうふうな御主張でいま政府は臨んでおられるわけでありまして、鳥根県の世論はどういうふうな動きをしておるか、大臣御存じですか。

○赤澤国務大臣 また選挙区のことを言つて恐縮ですが、私は鳥根県民といふものでありまして、と申しますのは、私は米子という町に生まれて、つとそこにいるわけですが、米子市の隣は安来で、県庁の松江までは車で四十分からぬから、鳥根県の空気がよく知つておるわけですが、これは日本国じゅうそうだけれども、鳥根県も、あつてこ

れは鳥根県であると、ちゃんと書いておきます。そのほか異論があるということはお聞きしていません。

○佐久間政府委員 鳥根県知事並びに鳥根県議会から、竹島の領土権の確保についての要望書が出ております。さらにまた本年三月二十三日につぎも、竹島の領土権確保のため万全の措置を講ぜられたいという鳥根県議会の議決がございまして。

○安井委員 ついこの間も県議会の議決で、たしかきのうですか知事がお見えであり、その陳情書を持って政府当局に頼んで歩いておるようですよ。毎年鳥根県議会はそういうふうな決議をし、政府筋に陳情しておるようでありまして、自治省としては、県議会の議決であります、この問題について何か特別に御処置をとつたことがありませんか。

○佐久間政府委員 私どももいたしましては、これは先ほど来御答弁のございましたように、当然鳥根県に属するものであるという確信を持っておるわけでございます、そのような要望がございましたときには、外務省にももちろん御要望が出ておるわけでございますが、こちらからもこれが解決にお骨折りをいたしたいということを御連絡を申し上げて、外務省の御交渉に期待をいたしておるわけでございます。

○安井委員 これはどういふことになっておるのですかね。五箇村のいろいろな基準財政需要額とか、あるいはそういうようなことにはちゃんと入つておるのでしょうか。

○安井委員 島根県の世論としても、

県議会の議決という形で、あるいはまた知事が代表して各方面にぜひ竹島を返してくれ、こういうふうな要望をされております。地方自治体という立場においてもこれだけの関心があるわけでありまして、これは日本という国の領土という立場から当然の主張で今日あるわけでありまして、自治体という立場から竹島の問題にそのような関心が払われているのだという事実だけは、私どもはつきり認めなくてはならないと思っております。外務委員会等で私どもの立場も、そういう点で明らかにしていかなければならないのではないかと思っております。ところでこれだけの重要性を持っております竹島に対して、いま韓国が要索をつくったり、何かの形で領有を現実におくようでありまして、この返還についての今日までの政府の態度について、ひとつお聞かせをいただきたいと思っております。

○前田説明員 交渉の経緯を申し上げ

ます。この竹島問題が一番最初に発生いたしましたのは、御承知のとおり昭和二十七年の一月十八日に韓国側が、いわゆる李承晩ラインを宣言いたしました海洋主権宣言の中に竹島を囲い込んだところに発しておるわけでありまして、これは竹島に対する韓国の領土権を前提とするものごとく見受けられましたので、直ちに日本政府は同年一月の二十八日付口上書をもちまして、竹島に対する韓国の領土権は断じて認められないと厳重申し入れたわけでありまして、以来政府は文書及び口頭によりまして韓国側との交渉を継続してまい

ておりますが、そのおもなものをだけあげましても、昭和二十七年には四月二十五日に韓国側の領有権に対する主張に対して重ねて抗議いたしました。さらに翌昭和二十八年には六月に韓国人の漁民が竹島の周辺において漁労活動を行なつておるといふような事実が判明いたし、七月に竹島におもむきました海上保安庁の巡視船が銃撃を加えられたという不祥事件が起こりましたので、韓国による領域侵犯、それから海上保安庁の巡視船という公船に対しまして銃撃という不祥事件、こういうことに対して数次にわたる口上書をもちまして厳重抗議をしたわけでございます。その後も韓国側による不法行為が発見されるたびごとに、そのつど抗議を重ねてまいつてきております。先ほど申しましたように、そういう不祥事件の起こるたびの抗議とは別に、基本的な考え方といたしまして二十八年七月と、二十九年一月、さらに三十一年九月、三十七年七月と四回にわたりました、わが国の竹島領有権の主張が、広範な歴史的な考証及び正確な国際法の解釈上疑いがないということ、詳細に立証いたしました日本政府の見解を、韓国側に提出しております。それと関連いたしまして、この間政府は、この問題が領土権に関する法律上の紛争であるということにかなりがみまして、国際司法裁判所により解決が最も公正妥当な方法であると考えた結果、昭和二十九年九月二十五日付口上書によりまして、韓国側に対し、この紛争を国際司法裁判所に付託することを提議いたしました。しかしながら、韓国側は十月二十一日付の口上書で、これを拒否してまいつておるわけですが、最近にお

きましても、お触れになられたように、先方の警察官が引き続き竹島に駐在し、さらに施設物を構築しておるといふようなことが確認されるたびごとに韓国に対して抗議してまいつておるわけですが、

○安井委員 これに対しての韓国側の態度はどういうことですか。

○前田説明員 先ほどもお答え申し上げましたように、基本的に歴史の面における考え方並びに国際法の解釈からしまして、韓国側は竹島が韓国の領土であるという基本的な立場に立ちま

して検討してまいり、さらにこちら側が不祥事件というところで抗議を送つたのに対しては、それが合法的に自分の領土であるというわけで、そこに警察官に派遣し構築物をつくるというこ

とは正当である、逆にその領海を日本の公船が侵すというようなことは不当であるという、韓国側はそういう立場に立ちまして回答してまいつております。

○安井委員 第三国調停案についてはどういふふうな考えですか。

○前田説明員 先ほど御説明申し上げましたように、国際司法裁判所に付託することが、この問題の性質上最も妥当な解決であると政府は考えて、韓国側に申し入れたわけでございますが、行政管轄権がございせんので、韓国側がこれに応訴しなければ、遺憾ながら国際司法裁判所に持ち込めない事情にございまして、その後も機会あるごとにこの竹島問題の国際司法裁判所付託について韓国側に申し入れたわけでありまして、韓国側は国際司法裁判所に付託する、応訴するということは受け入れられない、しかしながらこの問題を第三国の調停、国際司法裁判所にお

きまして白黒の決が出るような形でなしに、原告、被告ということで対立する形でなしに、何か第三国の調停というところで解決してはどうか、こういうような希望を申し上げたこともございまして、さらに韓国側に対しては、この調停が不調に終わった場合には、また国際司法裁判所に提訴するとか、あるいはその他の解決方法をとるとかについて、あらためて日韓間で協議することにしようというような提案も行なつたことがございます。

○安井委員 現在日韓交渉の段階では、この領土問題についてはどういふふうな話し合いが行なわれているわけですか。

○前田説明員 昨日の本院の外務委員会におきまして、外務大臣から御答弁もございまして、外務大臣から御答弁もございまして、十九日の日に、本院で行なわれまして外務大臣の日報談話に関する報告の中にも触れておられるわけでございますが、日韓会談が妥結し、国交正常化が行なわれる際、このような領土紛争が解決の見通しなく日韓間にわたかまつていくということは、両国の友好親善関係の将来にとって悪影響を及ぼすことであるので、政府としては、国交正常化の際には、少なくともこの問題解決のための明確なめどを立てておく必要があるという考え方を立てておられますという考え方を、現在の政府の方針はそういうものであると承っております。

○安井委員 いろいろいままでの経過、あるいはまた先の見通しについて、も若干お触れになっているわけであり

ますが、これはやはり外務大臣にお

でいただいているいろいろお話を承らなければ、きつかりした政府の考え方を確かめるわけにはいかないわけでありまして、一応いままでのお話の中から総合して考えますと、今日までの竹島の問題に対する国民感情、あるいはまた地元、島根県における住民の感情に対しては、これまで政府が進めになつております交渉のあり方は実になまぬる過ぎる、そういうふうな印象を私受けるわけでありまして、この領有権を奪回するために、軍隊でやるというふうな手はもちろんありません。それはわかつておりますけれども、いまのよう

な何かぬるぬるしたような態度では、私はこの重大な領土問題の解決にはならないのではないか、そういうふう

に考えるわけでありまして、そこまで問題が参りましたならば、これは自治大臣のあれではないかもしれませんが、ひとつ赤澤大臣の御意見も承つておきたいと思つております。

○赤澤國務大臣 安井委員からたいへん力強い御激励をいただきまして、私も全く同感です。しかし、以前にはこ

ういふ問題は国際間の力関係で大体きめられたものですけれども、そういうことの許される時代ではありませ

し、しかたがないから国際司法裁判所へ持ち出そうとするのだけれども、これは相手国が応訴しなければ裁判が成立しないわけですから、さき外務省の担当官が言いましたように、提訴して白黒とびしやりとやられますと、黒が出た国はちよつと国民に対してメンツ

もなからうと考える。そういう親心もあるの、第三国の調停に待てば一番問題がうまく解決するのではないか。しかし最終的にはこの会談がどう進

うが、われわれの感覚としては、じゃあひとつ竹島のしをつけて進呈しましよとは断じて言いませんから、主張はあくまでやる。ただそれを平和的にやる方法としてうまい道がないという事で困っておりますが、しかしこの条約とあわせて、この竹島の領土権だけがびしりと解決がつくものかどうか。これは政府全体としていろいろ苦慮しつつ進めておると思います。しかし、ただいま申しましたように、あくまで日本の領土には違いないわけですから、私も内閣の一員といたしまして、これについてはもちろん強い態度をとるつもりであります。

○安井委員 私、先ほど来の経過の御報告、あるいはまた大臣のいまの言明の中で、どうしても落ちないのは、国交が正常化した暁においては、早急にこの問題を解決しなければいけないだろう、こういう態度であります。しかし、私は、さっきも申し上げましたように、戦争という強制力を持たない日本の場合においては、あくまでも外交交渉でなければこの領土問題の解決の方法はないわけですよ。そういうことになって、先に日韓交渉ほとんど進んでしまつて、話がきまつて、いまの政府が言うところの国交の正常化が行なわれて、それから先に竹島の問題をこうしようといったって、いまださへ向こうは国際司法裁判所の提訴に応じないのです。国交が正常化してしまえば、向こうはこつちのもの、ですよ。そういうような段階において、話がきまつてから竹島の問題をどうしようというふうな態度では、これは絶対に解決できないと思うのです。こういうふうな領土の重大な問題であつ

て、これが国民感情あるいは島根県の住民感情の中の大きな要素を占めておるのですから、この領土の問題をまず解決して、これが解決するまではやはり交渉はとどめておく、こういう態度でなければ私は解決の道がないと思うのです。いかがですか。

○赤澤国務大臣 これについて私見を申し述べますと、外務省の領域を侵犯することになりますので申しませんが、ただ、自治大臣として、先ほど安井委員からお尋ねのあった問題からいへば、私たちはあくまでこれは、かつて日本国の領土であつたし、いまもそうだし、将来もそうなければならぬと考えております。だから、自治省のいろいろ数字を計算する基礎の中にこれも数えられてきておるわけなのです。それから、まあわれわれの立場といたしましては、日本の領土である、あくまで確保しなければならぬということ強く要請するにとどめておきません。これから先のことはちよつと外務省でないとお答えがしにくいのではないかと思います。

○安井委員 これはやはり外務大臣に來てもらわなければ話の決着がどうもつかなくなりかけてきているわけでありますが、どうですか、前田課長。

○前田説明員 先ほどお答え申し上げた点をもう少し詳しくと御説明申し上げますが、先生だいま御指摘の点に對する私なりのお答えになるかと思ひますが、政府といたしましては、決して竹島問題が解決されないままに国交の正常化が行なわれるということではございせんので、このような領土紛争が解決の見通しなくだかまつておることは、将来の關係にとって悪影響

がある。そこで政府は、国交正常化の際には、と大臣は言つておられるわけにございまして、国交正常化が行なわれる際には、つまり国交正常化が行なわれた後に、この問題を解決しようとおつたわけではございせん。で、国交正常化の際には、少なくともこの問題解決のための明確なものを立てておく必要があるという考え方に立つて、現在韓国と交渉しております。こういうふうに言つておられるわけ、ただいま御指摘の点を休しまして、外務大臣以下外務省もせつかく韓国との間で交渉してある次第でござい

ます。

○安井委員 あなたに言つてもしょうがないかもしれせんけれども、そうすると、協定が成立するという仮定をした場合に、それと同時に竹島の問題もきまるのですか。そういうお見通しを持っておるのですか。

○前田説明員 日韓間の諸懸案に關します協定が妥結し調印をされる、その際にはその竹島問題に關しても、少なくとも韓国との間に解決のための明確なものが立てられる、その内容がどういふようなものになりますか、これは現に交渉中のことでもござい

ますので、私も何となく御説明はいたしかねるわけにございしますが、そのときにはこの明確なものがはっきりと立てられる、こういうことだけは申し上げられると存じます。

○安井委員 めどというふうないいかげんな話では、事は領土の問題ですから、領土という問題になったらこつちが持つのか向こうが持つのか、二つに一つよりないわけですよ。そういうふうな重大な課題ですから、めどという

ようないいかげんな表現で当面をこまかして協定を結び、交渉を妥結するというふうな態度は、どうしても許せんと思うわけでありまして、やはりこの問題については、あくまでも日本の領土だという歴史的な背景を政府自身がお知りなんだし、自治大臣は隣の県なのですから、ことさらに詳しく御理解になつてははらずであります。それだけに、いいかげんな態度でこの問題の結論を出すというふうなことであつては、国民感情として、あるいはまた地元の人たちの気持ちからいへば、絶対に了解できない点ではないかと思ふのです。めどとか何とかというこ

とはなしに、領有権を回復していく、領土権を回復していく、こういうことがあくまで前提でなければいけない。そういうことでは、もう交渉なんかおやめになったほうがいいんですよ。やつてしまつてから話をつけるといふのではない。やるときには一応のめどだけでも言われなければ、そういう政府のめどというものはあまり当たつたためしがないわけですよ。どうも、所得増政策も、物価を上げてしまふというめどは初めはお立てになつていなかったのだらうが、そういうふうになつてしまつたわけですね。外交問題と経済問題とは違ふかもしれせんけれども、向こうさんの気持ちを一応なだめるために、当面の文藝的な表現だけで領土の問題を片づけて、交渉を妥結に導くというふうなことは、どうしても容認しがたい点であります。

しかしこれは外務大臣との問題になつてまいりますので、ここで論議をしてもしかたがありませんが、自治大臣としても国務大臣という立場において、

特にまた地方住民の気持ちを政治の中に反映しなければならぬ自治大臣というお立場であるわけですから、この点はしつかり腹におさめて、閣議の中でも御主張を顧みなければいけないと思うのです。どうでしょう。竹島が完全に日本に返るまでは、交渉の妥結をしないというお立場でどうですか、大臣。

○赤澤国務大臣 だんだん誘導質問になつてきて、外務省の領域を侵犯しうになるので、少し私も警戒せざるを得ませんが、しかし私はあなたのおっしゃることは全面的に同感ですよ。賛成ですよ。自治大臣であるうがなからうが、少なくとも日本人である以上は、やはり同じ気持ちをもんな持つていふと思ふのです。ただ、外交交渉ですから相手もありまして、だからこそ竹島問題なんか難儀をしながらいまだ談判をしていふ最中です。これをどういふ形でけりをつけるかといふことは、いづれ外務大臣が皆さんに申し上げる日があると思ひますけれども、安井委員のおっしゃる意味は私は完全に同感でございまして、その線に沿つて私も善処する余地があればいたしたいと思ひます。

○安井委員 では自治大臣は、島根県の一部であるところの日本の領土を必ず守り抜く、そういうふうな御決意を表明したものと解してよろしうござい

ます。

○赤澤国務大臣 そのとおりでございます。

○安井委員 そういうふうな御決意がある以上、交渉そのものもいまあつてやる必要はないということ、交渉のほうはあつて同じにしても、とにかく竹

が、第三国に調停してもらおうが、
いというのは、どういう理由でそう

うことを言うのですか、お聞きしたい。

○前田説明員 先ほどもちょっと申し上げましたが、国際司法裁判所に付託して原告と被告との関係で黒白の結着をはっきりつけるという事は、韓国側にとつて受け入れられないわけでございますが、推測するに、韓国側の堅持としては、この問題を第三国あるいは第三者個人というものの調停に付した場合には、純法的な見地に立つての最終的な決定ということ以外に、諸般の政治的な考慮もこれに加わって結論が出てくるということに期待しての第三国ないし第三者に対する付託の提案が出てまいったと、これは推測するわけでありますが、先方がはつきりというように、国際司法裁判所に付託できない理由については申してまいっておるわけでありますが、この調停に付そうということの理由について、韓国側がはつきり申してきたということではございません。

○華山委員 私が考えるのに、韓国側も自信がないから、そういうことだと思ふのです。国際司法裁判所に申し出れば、自信はない。それから、第三国であるならば何か色をつけてくれるならば、こういうふうな意図だとするならば、日本といつたしましては、そういうふうなことにほのめかる必要はございませんか。主張すべきものは堂々と主張して、この問題が片づかない以上は、日韓会談を妥結するなどということとは、日本は承諾すべきものじゃないかと思ふのでございますが、第三国というのとは一体どこでございいますか。

○前田説明員 お答え申し上げます。先ほど来申し上げておりますように、

第三国の調停に付そうとか、あるいは調停が不調に終わった場合にどうしようかというところにつきましては、これはあくまで韓国側の提案でございまして、日本側がこれに応じたとか、あるいはこれを受け入れたというところではございませんので、この場合に、特定の第三国として韓国がこの国にやつてもらおうというようなことを言うてまいったということではないものと聞いております。

○華山委員 日本としましては、最終的には、第三国の調停でもこれを承諾する考えでございいますか。

○赤澤國務大臣 いま華山委員はたいへん示唆に富んだことを御発言なさつておられるのです。それで私も察するのには、国際司法裁判所に応訴してこないというところは、自信がないからだらうとおっしゃつたが、私も多分にそういうふうな判断しております。個人としては、しかし、いまのおことばの中にありましたけれども、交渉の際に、竹島問題の解決をするという、この解決というところは、さっきのめどというのには、書くことと目途ということになるし、これが何を意味するかということになると、字引きを引くばつて正確に申し上げなければならぬと思ひますが、解決は、その時点で白か黒か、右か左かということが、これが一番明快なんです。いま先生のおっしゃつたことは、じゃ一体国際司法裁判所に応訴するというのが明確にできるか。これもまた一つの解決の方法だと思ひました。言外にそれが含まれていると私は見るべきだと思ふ。それから、第三国に調停を依頼するということは、

やっぱりこれも解決ということの一つの方法だ。解決ということには幅があるようなないような、これも日本語としてなかなか考えてみれば不明確なことに違ひありません。しかし、こういうことを私突つ込んで申し上げますことは、先ほども申し上げましたように、私の立場ではないわけですが、しかし外務省の担当官が非常に答弁しておつてきかないのですから、私としての感覚を申し上げるわけですが、かりにいろいろな争議なんかが起こりまして、そういう際には、では第三者の調停というようにことが起こつても、無条件で、それじゃおまかせです、白紙ですからどうぞ御判断のままだというところは、ないわけでは、ただ、さっき私が——これは私個人の見解です——心配いたしますことは、やはりどの国でも国民に対するメンツの問題もありまして、これを目の前で、やあ負けたというところには、なかなかものがかぬのじゃなからうか。国際司法裁判所で黒の判決がありまして、これはいままでも政府が言つておつたことがうそだつたということになりますからね。そうすると、やはりこれは相手国のあることですから、一応第三者におまかせして、公正なる判断を下すんだが、それにはやはり、そこでも主張すべきことは主張して、そうしてそれに対して仲介の労をとつてもらおうというところではないかと私は思ふので

す。ただ、こういうことを一切含めて外務大臣が責任を負つてこの日韓交渉に当たつておるわけでございますから、それから先のことは、ひとつ本職の委員

会もあることでございまして、どうかそこで明らかにしていただいたほう

がいいのではないかと私は思ひます。

○華山委員 私は、国際司法裁判所な

らばいいというわけじゃございませ

ん。ただ日本の外交が現在国際連合を

中心にしてやつていられるのでし

ょう。常に国際連合を中心にしてやるというこ

とを言つておられるわけですね。その国際連

合を中心にしてやるという方針をはず

してまで、こういう問題について妥結

するのとは、こういう問題について妥結

するのとは、こういう問題について妥結

するのとは、こういう問題について妥結

するのとは、こういう問題について妥結

するのとは、こういう問題について妥結

するのとは、こういう問題について妥結

するのとは、こういう問題について妥結

するのとは、こういう問題について妥結

するのとは、こういう問題について妥結

するのとは、こういう問題について妥結

するのとは、こういう問題について妥結

するのとは、こういう問題について妥結

するのとは、こういう問題について妥結

するのとは、こういう問題について妥結

できない、こういう性質のものでござい

ますか。

○佐久間政府委員 ちょっと先ほどこ

とばが足りませんでした。市町村の

区域内に住所を持つておりますもの

は、住民でございまして、ただ法律の上

におきましては、日本国民たる住民と

いうことで、たとえば選挙権その他重

要な権利というものは日本国民たる住

民に限つております。

○華山委員 そういたしますと、法律

的にいいますと、生活保護の問題とか

いろいろの問題は、やるとすればこれ

は法律が要るわけでございますか。

○佐久間政府委員 それぞれの法律を

見てみますと、日本国民である住民と

いうふうな限定をいたしておりますもの

が相当多いようでございます。限定

がありますものにつきましては、その

法律は当然日本国民たる住民に限定し

てそのサービスをするという趣旨でござ

います。

○華山委員 先ほどお話のありました

たとえば生活保護の問題は、これは法

律的にはどういふことになっておりま

すか。

○佐久間政府委員 所管外の法律でござ

いますので、あるいは誤つておるかも

しれません。法律を見てみますと、第

一、第一条、第二条等に、国民に対し

あるいは国民はこの法律に定める要件

を満たす限り、無差別平等に保護を受

けることができるというふうな規定が

ございますので、たてまえといたしま

しては、国民たる者に限つておるもの

かと思ひます。

○華山委員 そうしますと、たてまえ

としてはとございますから、もしやつ

ておつたとすれば、そういうことにつ

ておつたとすれば、そういうことにつ

ておつたとすれば、そういうことにつ

ておつたとすれば、そういうことにつ

きまして市町村等におきまして財政負担をしておたすれば、それは違法とは言えないとしても、便宜をいうふうによつていた、こういうことに相なるわけでございますね。

○佐久間政府委員 どうも所管外の法律でございますので、正確にはあるいはどうかと思いますが、おそらくそういうことだろうと存じます。

○華山委員 朝鮮の人はお気の毒な人も相当多いわけでございますが、法律をまづ正面に言いますと、先ほど申しましたとおり税金はいたどくが生活保護はいたさない、いろいろな住民としての保護はいたさない、こういうふうなことが法的にあるわけでございますね。

○佐久間政府委員 そのとおりでございます。住民税は住民である者に課せられるわけでございますから、これは日本人であると外国人であるとを問わずに課せられるわけでございます。先ほど例におあげになりましたような、法律で日本国民と限定してありますものについては、外国人はたてまえとしては及ばない、こういうことでございます。

○華山委員 それじゃ一応これで終わります。

○安井委員 財政局長もお見えでございますが、その前に、外務省の方でお急ぎの方がおられるようでありますので、ちょっとお聞きしておきたいのは、在日朝鮮人の法的地位の問題についていまだどういふ点が問題になり、どういふふうな方向で話が進みつつあるのか、その点ひとつ伺っておきたいと思ひます。

○前田説明員 日韓会談の一つの案件

といたしまして、在日韓国人の法的地位の問題がござります。在日韓国人とここで申しますのは、終戦の日以前に日本人として日本にやつてこられ、引き続き現在に至るまで在留しておられる人、その人の子孫、つまり日本で生まれたその人の子孫たちがその対象になつておるわけでございます。実際に約三分の二の人が日本に生まれたと承知しておりますが、こういう人たちは、長い間日本人として暮らしておつたために、日本の言語、風習というものにほとんど同化しておりまして、さらに平和条約の発効のときまでは、日本人として日本に居住していたのでありまして、平和条約の発効に伴い自分の意思によらないで日本国籍を喪失し、その結果、それまで日本人として受けていた諸般の待遇を失つた、こういう事情があるわけでございます。政府といたしましては、こういうほかの外国人とは全く違つた特殊事情を考慮に入れますと同時に、また国内に将来政治的、社会的な禍根を残すというようなことにならないよう配慮しつつ、現在その会談におきまして日韓双方が納得できる合理的な解決をはかりたい、こういうことで交渉に臨んでおります。具体的に申しますと、こういう在日韓国人が、協定の結果永住権をもらえるかどうか、その永住権をもらえる範囲はどういふようなものになるのか、また永住権を付与された者が犯罪を犯した場合、入管令などにより退去強制になるわけでございますが、そういう退去強制を受ける範囲がどのようになるものか、そのほか先ほど問題になっておりました外国人とし

ては本来受けられない生活保護の問題であるとかあるいは義務教育を受ける問題だとか、そういう特別の取り扱いをすべきだという考えに立ちまして、そういう処遇の問題をやつております。そのほかにもそういう人たちが韓国に永住を目的として帰る場合の持ち帰り財産、こういったものについても特殊事情を考慮してあげておるべきだ、こういう問題を言ひまして、この在日韓国人の法的地位問題全般にわたつて討議が行なわれてきておるわけでございます。この問題につきましては相当に討議が煮詰められ、双方の立場も歩み寄りを見せるに至つておる次第でございます。

○安井委員 そこでこの点だけひとつ伺つておきたいのですが、北鮮の人と韓国の人とがあるわけですが、その場合に、いまの法的地位の問題について、韓国側との話し合いで北鮮の人まであわせて拘束するという考え方でお進みなんですか。それともそうではなしに分離するということですか。

○前田説明員 これは私がお答え申し上げられる点に限りでございますが、大臣がかねて本会談あるいは各関係の委員会において明らかにしてまいつておりますとおり、日韓会談に臨む一つの基本的な態度といたしまして、朝鮮が南北に分断されておる、韓国政府といふものの現実の支配というものは、朝鮮半島の南の部分に限られておる、このことを念頭に置いて交渉に臨んでおる、こういうことになっております。在日韓国人の問題につきましても在日朝鮮人の中に、北鮮地域を事実上支配している当局を支持しておる者がおるといふこと、また南北いずれにも

くみしない態度を維持している者が存在しているといふこと、こういうことも事実でございます。在日韓国人の問題を取りきめず場合に、こういう事実があることを十分考慮に入れて交渉に臨んでおる次第でございます。

○安井委員 そこにも根本問題があるわけですが、南半分しか支配していない韓国との話し合いの中から、おれは北半分の地域の国民だ、そう考へておる人までを拘束する話し合いを日本政府が韓国政府と進めておるといふこと自体に大きな問題があると思ふのです。そういう基本問題が、その法的地位の問題の中からも一つ出てきたわけでありまして、外務省からはこれはやはり大臣が出てきていただかなければ詰めたお話はできませんので、きょうはその点私の質問は保留したままにいたしておきたいと思ひますが、自治省の立場から、北鮮の人と韓国の人と、そういうふうなちがはな形がそこに住んでいる住民の間にあらわれておる、現にそういうことがありますけれども、それが今度の協定ではいろいろな形で出てくるのではないかと思ふのです。生活保護の問題だとかその他の問題についても、さつき華山さんからもお話があつたわけでございますが、自治省の行政局の当局では、あまりそういったような実態について資料をお持ちでないようです。しかしこれは現在でもあるようですし、しかもその話し合いの中からまた問題が出てくるように思ふわけですが、それだけに行政当局においても、やはり十分御検討をおき願つておかなければいけないと思ふわけですが、それからまた財政局長がおいででございますが、地方財政の面から、

現在でもあの朝鮮半島の南と北と両方に住んでおる人たちが日本にいることによつて地方財政にやほりいろいろの影響があると思ふのです。特に非常に大ぜいいる地域についてはやはり何か問題があるようでありまして、そういうものが地方財政にどのような影響をもたらしはてゐるか、さらにまた、今後の協定の成り行きでどうなるかわかりませんが、どういふふうな形で新しい影響があらわれてくるか、いままでそういうふうな点についての検討はございせんか。

○柴田政府委員 私ども地方財政問題を扱つておきまして、地方からいろいろな財政需要が出てまいりますが、いままでのところではお尋ねのようなことが直接の動機になつて財政需要がどういふ問題に聞いておられます。それが一つの原因になつて財政需要があらわれてきたといつたようなものはあるかもしれませんが、そのことと自身に直接結びつく財政需要といふものは聞いておりません。

○安井委員 この協定がいま進みつつある段階において、特に永久居住権といふふうなことがなつた場合に、地方自治体の立場からこういうふうな点について特に検討が必要ではないかと、そういうふうな問題はありませつか、そういうふうな御検討をなされたことはありませつか。

○佐久間政府委員 ただいままでのところ、まだ検討をいたしたことはございせん。

○安井委員 外交交渉といつたような問題ですから、外務省の所管や、あるいはまた法務省の所管といつたような面が多くて、自治省は何か自分の問題

ではないというふうなお考えかも知れませんが、永久居住権というふうなことの出方によっては、たとえば生活保護だとか、その他の社会保障の問題が響いてきたり、地方財政の上に私は影響が必ず出てくるのではないかと、思います。特に北と南の両朝鮮のその姿が、奇妙な形で自治体の中にあつてきては、私はたまらないと思うわけですが、そういうふうな面からいって御検討願いたいし、基本的にはやはり南北朝鮮の統一、そういったようなものを前提にした話し合いでなければ、將來に大きく禍根を残す、こういうことが、住民意識といえますか、そういうような点からもひとつ指摘をしておく次第であります。

なお、竹島の領土問題等のことは、地方自治体という立場からも関心を持たなくてはならない重大な課題だと思ひます。したがって、きょうは私もこの程度の質問にとどめておきたいと思ひますが、さらに事態の進む段階において、また今度は外務大臣にもおいて、また今度は外務大臣にもおいて、願つて、ひとつじっくり議論を尽くす、こういうような場面も持たたいと思ひます。領土問題をたな上げにしたような交渉あるいはまた南北朝鮮の統一にかえてひびを入らせるような日韓会談の方向には、われわれは絶対に反対である、こういうような立場をさらに言明をいたしまして、一応質問を終ります。

○森田委員長 次に、地方公共団体の議員の報酬に関する問題について質疑

の通告がありますので、これを許します。阪上安太郎君。

○阪上委員 御案内のように、最近地方自治体におきまして地方議会議員の報酬の値上げに關しまして、地方住民の世論が沸騰してゐる、こういう状態でございます。したがって、この機会に、こういった世論の動向、たとえば地方議会議員の報酬値上げが、お手盛りでやられておる、お手盛り増額に反対だ、こういう声が出ております。それから地方財政の非常に窮乏している現況下において、こういった報酬の値上げは適当でない、こういう世論がある。それからなおそういったものに對して不服を持つておいても、現在の自治法のたてまえからいって、そういった住民の不服というものが受け入れられるような有効な手段というものがなない、こういうことから、議員歳費お手盛りに對しての世論が沸騰してゐるのではないかと、私はかように思ひます。それから議員の側の声として考えられるのは、国会議員が歳費を値上げしたから、おれたちはそれに對して右へならえをするのだ、こういうような安易な考え方が一方に對してある、こういうことでもあります。私はこれらの問題について、いまからきわめて簡単に、四項目ばかり質問いたします。

そこで、最初の質問であります、国会議員の歳費の値上げに右へならえして差しかねない、当然のことだといふ考え方を持っておる向きに對して、自治大臣ははたしてそれが正しい、それでいいのだ、こうお考えになるのか、それとも、いや、そうじゃないのだとお考えになるのか、これらの点

についてひとつ所信を伺いたい、こういうことであります。

○赤澤國務大臣 阪上委員はよく御存じないかと思ひますが、私は実は大阪の茨木に縁故がありまして、あなたが隣の町に、多年市長としておいでになつたことをよく知つておりますので、むしろこういう問題については、公正な御意見をこつちから承りたいくらいであります。大体われわれ国会議員の歳費のことにつきましては、これを新聞が故意にからかう面もありますけれども、これが國民に非常な悪影響を与えてゐる、何だ、国会議員はお手盛りで歳費をきめるじゃないか、こういう印象を持たれることすら私は非常に遺憾だと思ひます。私は個人的に考えれば、やはり国会議員は、あの歳費の増額なんかの場合に、もう少し反省がなければいかぬと思ひます。と同時に、いまの御質問ですが、これは阪上先生は自分がおやりになつたことですから十分御承知のはずですが、これは市町村ごと、府県ごとに条例をきめてやるわけですから、これまたお手盛りなんです。そこで私は国会の歳費が値上げになつたから、地方も右へならうのだという考え方は、これは全く意味がありません。しかし一般世に、何か合理性を持たせる一つの弁解のことばとして、確かにやられてゐる面があると思ひます。地方議会ごとに、やはり議員定数が多過ぎるとかあるいは報酬をお手盛りで値上げしてゐるとか、いろいろの非難がありますが、やはりいまの段階では、その土地、土地の世論の動向というものをよく見きわめ、また議員としては、乏しい自治団体の財政ですから、そこらもよく勘案して、

良識によつてこれは解決すべきものであるというふうには考えますが、これはむしろ阪上委員のほうから、御意見がありましたら拝聴をしたいと思ひます。

○阪上委員 私が質問してゐるのですけれども、こつちが聞かれてしまつた。そこで、いまの大臣の答弁は、大体九十点くらいなんです。この問題は、なかなかむずかしい問題です。しかしながら、いまのような国会議員へ右へならえするといふ單純な考え方、これについては、やはりいま言われたように、われわれとしても自粛しなければならぬ面があるけれども、同時に、かといつて直ちに右へならえしてしかるべきだといふ考え方は、これは是正していかねければならぬ、私はかように思ひます。御案内のように、私から申し上げるまでもなく、憲法四十九条に、議員の歳費については、これは国会議員としての活動を経済的に保障する意味において保障されておる、これは明らかであります。憲法五十條の逮捕されない特権も国会議員は持つております。それから発言、表決の免責、これも五十一條に明記されておる。同時に四十九條に歳費を受ける権利といふものが明確に規定されておる。こういうことなのであります。そのほかに国会法に基づいて国会議員のいろいろな種類の恩典といふものが与えられておる。あるいは国有鉄道の無賃乗車であるとか、あるいは事務室並びに秘書に對するところのいろいろな保障が行なわれておる。それから国会図書館を利用するところの権利等も与えられておる。あるいは議院法制局の利用の特

権も与えられておる。立法事務費等の措置もやはり与えられておる。こういうことであります。しかし国会議員の今日の生活というものは、全生活をこの国会議員という立場においてぶち込まなければならぬといふ立場を持つておる。この点、地方議員の場合にはかなり大きな違いがあるのではないかと、さういふ意味において憲法が国会議員の歳費といふものを保障してゐる、こういうことだと私は思ひます。ただし、その歳費をお手盛りで持つてどんどん上げていくのはいかぬ、私はいいません。けれども、さういふような基本的な問題がある。この点、地方議会議員の議会運営等のため考えを考へてみましても、かなり大きな差がある。たとえば常任委員会等におきましても、議会の開催中でなければ、常任委員会は開いてもそれは公式なものでない、こういうことになつておる。同時にまた、議会で付託された議案等を審議することはできるといふような程度にとどまつておる。しかしながら、今日議會運営の実態を見ますと、ほとんどさういふ公式のものの以外に、ちやうど国会の常任委員会と同じような形をとつて開かれておるというふうな面も出てきておる。さういふ面から見ると、地方議会議員におきましても、逐次何かさういつた給与的な内容を持った報酬の方向といふものが、出てきてゐるのじゃないか。さういふところ、單純に右へならえする動きといふものが出てきたのじゃないか、私はかように思ひます。さういふ点については開きがあるといふことを、この際やはり明確に判斷しておく必要がある、さういふこ

とだと思つてあります。が、それだからといって、今日地方議会議員の報酬というものが、給与の形をとりつつあることもいふべき事実だということも、明確にしておく必要があると思つて、ただいま伺ひたいと思つておられます。そこで、技術的な問題として、こまかい問題でありますけれども、歳費と報酬というものはどういふふうに違ふのか、こういうことについて、佐久間行政局長からちよつとお答え願つておきたいと思つて、国會議員の歳費と地方議会議員の報酬、この概念はどうであるか。

○佐久間政府委員 國會議員の歳費につきましては、御指摘のように憲法に根拠がございまして、法律で歳費という用語が用いられておるわけでございまして、地方議員につきましては、地方自治法で報酬ということを使つております。いずれも議員としての職務に對します反対給付と申しますか、として支給されるものである点におきましては、同様と考へます。ただ法律で用語を使い分けてございます理由は、先生がいまお述べになりましたように、國會議員としての活動、職務内容の實體と、地方議會議員としての職務内容の實體との相違に基づきまして、法律でも使い分けておるのだらうと思つて、そこで、法律の上にあつたところから推察いたしますと、たとえば歳費につきましては、國會議員が政府の公職につかれました場合には、その分を差し引き計算するような規定もございまして、地方議會議員の報酬につきましても、そのような規定もございまして、歳

費は給与的な性格が報酬より強いのではなからうか、このように考へておるわけでございまして。

○阪上委員 その点はよくわかりました。そこで、次にお伺ひたいのは、國會議員との関係はその程度に終つておるが、しからば、現在地方自治体におけるところの議會議員の報酬の値上げをやつてゐる、この実態をどう考へてゐるのか。適當であるかどうか、このところを伺ひたい。

○佐久間政府委員 地方議會議員の報酬につきましては、先ほど大臣の御答弁いたしましたように、法律のたてまえがその額は条例で定めるところを規定してあるだけでございまして、その条例で定めるところの基準に基づきまして、何も規定がないわけではございません。したがしまして、法律の趣旨といたしましては、それぞれの議會が、地方公共団体が、自主的に常識をもつて妥協と考へる額を決定させるといふのがたてまえだらうと思つてございまして。その点は、一般職の公務員の場合に、地方公務員法に基準が書いてございまして、その点と違つておると思つてございまして。したがしまして、法律的に申しまして現在地方議會が定めておられます報酬の額が、法の趣旨に合つてゐるか合つてゐないかというようなことにございましては、はっきりとした判断がいたしかねるわけでございまして。しかしながら私どももいたしましては、先ほどお述べになりました地方議會議員の職務の内容の實體からいたしまして、これは一般職の公務員の給料とはやはり違ふものではないか。また戦前のような、名譽職として、報酬を

支給する規定のございせんでした時代とは、もちろんこれまた議員としての職務の内容が違つておりますが、いわばその中間的な形態ではなからうか。そのような点から考へてまいりま

す、現在引き上げの動きのございまして、その中には、常識的に見てやや考へなければならぬ点があるものもあるように私ども感じております。

○阪上委員 あまりよくわからないのですが、結論としては、こういった問題の是非の論議というものは、あるいは是非の判断は、それ自体地方自治の本旨に基づいて、本来的にこれは自治体そのものが自主的にきめていくべきものである。したがつて、特段の標準をきめたりなんかする考へ方より以前に、そのことが重視されなければならぬ、こういうふうな意味で、しからばその上げ方の度合い等については、これはまた地方の實體に應じて考へていかなければならぬ問題である、あるところでは少し上げてみても差しつかえないような状態にある、あるところではこれ以上上げるのはどうかと思つておられる以上判断ができる、こういうふうな答弁を私は解釈します。ただ、あなたのことばの中で、こゝろはじりをつかまえるわけでないけれども、議會がそういうことをきめるのだというこゝろがあつた。確かに法律上そうなつてゐる。しかしこゝろに地方自治の本旨からはずれたところの考へ方があるのじやないか。あなたのお話を聞いてみると、地方自治のあり方というものが、いかにも機関で決定すればいいのだというやうな、団体自治の概念が非常に強過ぎる。そういう考へでこれを指導してあります。と、なかなか確に住民の納得するよ

うな指導方針は出てこないのじやないか。団体とは、言うまでもなく、通俗的に言うなら理事者と議會だと私は思ふ。そういうところから、こういった問題がきめられれば、それで地方自治の本旨は達成されておるのだ、私はこういうことではなからうと思ふ。地方自治の本旨はあくまでも、いろいろな学説はありますが、やはり最も重要な要綱としては住民自治でなくてはならぬ。そうなりますと、こういった住民と議會、理事者等との間に紛争のある問題について、これを決定していくところの最後の方向というものは、やはり住民自治に求めていかなければならぬ、私はこういうふうな考へる。そうなりますと、この場合問題になつてくるのは、法的に、議會で議決されて、条例が改正されて値上げされても、差しつかえないけれども、しかし、それが直ちに地方自治の本旨に沿つた行き方であるということは言えないのだというこゝろを、明白にしておかなければいけない。

○佐久間政府委員 御指摘のように、この値上げの問題につきましては、値上げの額の問題と手続の問題と、兩方ございまして。額の点につきましては、先ほど申し上げましたやうなことで、大体先生のたゞいま要約なさつたやうな考へ方をいたしておるわけでございまして、二年ほど前でございますが、先ほど申しましたやうな考へ方から、大体府縣議會議員の場合については、一般職の公務員として最上級である県の部長級というところを、一応のめどとして考へるのがよいのじやなからうかということ、非公式に参考までに連絡をいたしましたことがございまして、これももち

ろんその団体の事情によりまして、一

がいには申し上げることはできませんけれども、一応の一つの参考のめどとして申したことはございます。

それから、値上げの手続でございしますが、御説のように非公開で、しかもそこそこやっていると云うようなやり方は、私どももたいへん遺憾なことだと存じます。先生の御説のように、議会で十分一般の住民の動向というものをくみ取って、それを反映させながら審議を経た上でなすべきだ、かような考え方を私どもも持っておるわけでございします。一般的にそういうやり方をせよというのを、あらためて通達等で指導したことはございしませんけれども、個々に感想を求められました場合には、手続の点につきましては、いま申し上げましたような考え方を私どもは申し上げておる次第でございします。

○阪上委員 私がついた本年度におけるところの地方議会議員の報酬の値上げのデータを若干持っておりますが、たとえば鳥取、島根におきましては、議員だけを考へてみますと、大体二、三%程度の値上げをいたしております。鳥取、島根におきましては議員の報酬が六万五千円だったものを八万円に上げておる。それから青森、岩手、秋田、山形、福島、富山、石川、福井というようなところは六万五千円から七万円くらいのところを押えておったものが、これが八万五千円で、大体二、三%程度の値上げをいたしております。それから熊本、鹿児島、これがかなり財政状況の悪いところだと思っております。これでもって大体七万円から七万五千円であったものが、本年度はこれを十万円にまで上げていく、

この増加率は三四%ないし三九%くらいになっております。それから北海道、これはあまり上がっておりませんけれども、十萬五千円が十二萬五千円、こういうことで、これは一九%程度の増額になっております。静岡県が三、九%、九萬五千円がこれまた十二萬五千円、栃木、茨城、群馬、これが七萬五千円が十萬というところで三四%、大阪はなかなかはでに上げてしまひまして、十一萬円が十六萬円で四五%、東京はいろいろな関係から、あの理由についてはあまり感心した理由ではありませんが、ゼロであります。その他のものは私はつかんでおりません。また市町村関係にも相当な増額が行なわれておると私は思ひますけれども、これもちよつと数字はつかんでおりません。自治省のほうでもかなりこういう数字は押えられておると思ひますけれども、十分まだ押え切っておられない、また執行してないところもあるのじゃないか、こういう状態を見ますと、基準はありませんが、何か少し上げ過ぎるというような向きのところもある、それから、そうでないところもある、この程度の上がりならばいいではないかというところもある、ある、こういうことなんでありまして、これに対して、基準を設けていくというものが非常に困難であることもよくわかります。したがって、そういう困難な問題を取り扱っていく場合の自治省の指導方針としては、やはり地方自治の本旨に基づいた手続というものを、十二分に活用させていくということではなれば、この問題は解決しないと思ひております。そこで、公

聴会あるいは第三者的な機関を設定して、そういうものに諮問しながらこれを上げた、そういうケースがあるかどうか、公聴会は賛否同数でやるのですから賛否同数になつてしまふ、けれども、そのことによって、住民が非常にそういう問題について理解を持つたということになる。そういう公聴会が行なわれたかどうか、あるいはまた、先ほど言ひましたような第三者の機関を設置してやつたところがあるかどうか。私の手元で承知してゐるのは、千葉県においては特別職の給与報酬審議会というものをつくつて、これに諮問をいたしまして、その結果に基づいて条例を改正してゐる、こういう手続を踏んでゐるところもある。しかし、私の手元にあるのはこれだけであつて、それ以外のところは何も入つてきておりません。一体そういう手続を踏んで実施したところがほかにあるかどうか、それを伺つておきたい。

○佐久間政府委員 私ども耳にいたしましたのは、ただいまの千葉県の例と、それから町村におきましては、岐阜県の郡上八幡でそういう試みがなされたというのを聞いております。○阪上委員 それから住民が反対したために、法に基づいて直接請求に訴えたという例はありますか、どうですか。

○佐久間政府委員 これも新聞報道等で承知をいたしたところでございますが、直接請求が起つておりますのは徳島県の池田町と北海道の帯広市にあるように聞いております。

とがやかましく言われる。そういう均衡を保つ手段として、要当な線を出すために、自治法に定められたところの協議会等の運用を活用したところがあるかどうか。これを伺つておきたい。

○佐久間政府委員 その点につきましては、私ども具体的にどこでそうしたかというところは、ただいま承知をいたしておりません。

○阪上委員 伺いましたところによると、そういう状態でありまして、ほとんどこういう不満に対するところのものを円満に処理していくいろいろな手続というものが、きわめてわずかしかな行なわれていない、こういうことではあります。あるいはまた、地方自治の本旨に基づいて、積極的にそういう機関をつくつてやつていくというところもわずかしは見当たらない、こういうことなのですか。まさにこれは、自治省の行政指導の大欠陥じゃないかと私は思ふ。こんなものを、法律にそう書いてあるから、こう言つてみまして、地方自治体が住民にPRして、大いにこういう手続を踏んでおやりなさいということを、宣伝啓蒙これつとめてやるようなことは、私は情に思ひてもそういうことはあり得ないと思ふ。そうすると、だれかがこれを指導していかなければいかぬ。そういう指導こそ自治省がやるべき問題じゃないか。単純な監査とかなんとかいう方式で、そればかり頭に置いておつて、住民側に対するところの働きかけというものは、自治省は何も持っていないということでは。そういう点について非常な欠陥があつたために、いま伺つたようないろいろな手続があるにいか

わらず、地方住民の意思が十二分に反映されるような場所が設けられておるにかかわらず、それを活用しようとしていない。こういうことをいつて、私は、こういうたむずかしい問題を処理していくためには、かなり迂遠な手段であるかもしれないけれども、これをとつていかなければいけない、こういうふうには思はるわけでありまして、自治大臣は就任早々で、なかなかややこしい問題で困りだろと思ひますけれども、初めてでありますから、一番清らかにすつと頭に入る問題じゃないかと思ひますので、ぜひひとつこのあたりで見解を伺つておきたい。

○赤澤国務大臣 実はどういふことを言われるかと思つて、私は非常に注意をしておつたわけですが、やはりあなたも自治体の長をなさつて困られたのだから、この問題を深刻に考へておられると思ふのです。あなたは大阪の市長をやつて、私は鳥取県——いまおつちやつたとおり大阪が十六萬円で鳥取が八萬円、これは鳥取県側から言わせますと、議員の諸君だつて、いまおつちやつるやうに、大阪が十六萬円で鳥取が八萬円とはどういふことだ。地域格差が、所得格差がなんといふ問題が出てくるわけですよ。と同時に、たとえば人口十萬くらい町の町だと、それでは岡山、広島あの町はどうしたなんというやうなことを考へるわけですね。ところが、去年は御存じのとおり公務員のベースアップもやりました、これも大体七%前後であつたと記憶しますけれども、いま阪上委員の御指摘で初めてわかつたのだけれども、これは上げ過ぎですよ、何とい

一〇

いまして。これは私の受ける印象で
すけれども……。これに對しまして非
難がどうこうと起つてくるのは、私
は当然過ぎると思ふのです。ただ、こ
れも大事なことです。地方自治の本
旨というものを考へて、こういうもの
を中央で計画的に画一化するというこ
とは、あくまでも避けなければなら
ぬ。しかし、いまだこれをまづ公平
に裁定するに申します。ただ世論が
やかましいというだけでは、ものの解
決になりませんので、ではひとつ第三
者で提示して、この妥協性ということ
について意見を聞こうというような機
会があることは私は望ましいと思ひ
ます。ただ、それもまたたゞいまのよ
うに、画一的に自治省としてやること
につきましては、やはり研究を要する
と思ふわけです。

いま阪上委員の御意見は、自分の経
験から言つておられるから、私はま
ことに実感を伴つて拝聴したわけで
す。やはり少し目に余るものもあり
ます。報酬と歳費との違いはありま
すけれども、国会でもやはり同じこと
であらうと思ふわけです。ですけれど
も、私もなつたばかりで、これに對し
てどういう方向づけをいたすか、まだ
考へておりませんけれども、そのと
きは御意見を十分聞いて、阪上委員は
経験者だから、こうしたほうがいいと
いうことでありますならば、これも十
分検討いたしまして、善処しなければ
ならぬ、かように考へておるわけでご
ざいます。

○阪上委員 なかなか妙案が出てこ
ないといふこともよくわかります。そ
こでいまだ大臣からも御答弁がありま
したように、いきなりこれを中央の何らか

の指示によつて統制を加えていくとい
ふことは、私は適當じやない、へたを
すると、逆に地方自治に對する関与に
なると思ふ。かといつて、このままで
放置していい問題でもない、こういう
問題になつてきてゐるわけなんです
が、そこで私の考へとしては、地
方自治のワケ内において統制を加えて
いく方法があるのじやなからうか、こ
ういうように考へるわけでありま
す。したがつて、あるいはその場合に、法
律の委任事項としての措置をとつてい
くといふことも考へられるのじやない
か、しかし、それはあくまでも地方自
治のワケ内でもつて、地方住民の意思
によつて決定させ、統制を加えていく
といふことでなければならぬ。した
がつて、在来ともありますところの公
聴會等を、大いに活用さすといふ指導
も必要であります。あるいはまた協議
會を持つて、隣近所のバランスをとつ
ていくといふ方法も一つあらうと思ひ
ます。しかし、これは現行法にあるの
です。それから十二分に活用さすといふ
こと、それからそういう指導を住民に對
してもやる。こういう問題について
は、なかなか市当局からはいたしませ
ん。だから自治省は大胆不敵にやつて
みたかどうか、こういうように思ひま
す。

いま一つは、人事委員会、公平委員
會等があるのであります。これを何か
第三者的な機関として活用する方法が
ありはしないか、多少の法改正を伴う
かも知れないが、しかし、これは地方
自治のワケ内でやれることだから、地
方自治を侵害することにならない。だ
からそういう考へ方を一つ持つとい
うこと。あるいは別段に他の第三者機

関を地方自治のワケ内において設定す
るといふこともあり得ると思ふ。何か
そういう方法でこの問題の解決に當
たつていく必要がいはあるのではない
かと思ふのです。これも皆さん御案内
のようにもう数年來の問題であります
が、もうぼつぼつこの辺で踏み切つた
らいいのじやないか。それからなお手続
として直接請求の手もありまされど
も、これはなかなかうまくいかない
といふ例が多いのであります。それから
また直接請求いたしましたも、最終的
に措置するのは議會だといふことにな
りますと、これは何か堂々めぐりみた
いになつてしまつて、結局結論は同じ
ことになつていくだらう。議會のこと
については住民が直接請求してくる、報
酬値上げについて条例改正を求めてき
た、しかしこれを最終的にきめていく
のは住民ではなくて當該議會がきめて
いくといふことで、それできかなけれ
ばリコールその他の荒療治といふこと
になるが、この荒療治はなかなかでき
ない。そういうことで、効果的なそう
いふ面の保証がされていらないといふ問
題がある。そればかりでなく、それを
やつていく中において不服審査委員會
といふものをつくることのできるよう
になつておると思ふのであります。そ
ういった要求をする、あるいは再審査
の請求をする場合にそれが出てくる。
そういつたことにつきましても、住民
はほとんど知らないという状態に置か
れております。そういう結果から、
世論としては、先ほど言ひましたよう
にお手盛り増額である、しかもそれに
反対してみたとしても、住民は有効な
手段といふものを持つていないのだ、
こういうふうになつてしまつて、ただ

その不服が内攻しておるというような
状態です。これでは地方自治は伸びま
せん。したがつて、いま申し上げまし
たような十分な指導と、それから地方
自治体のワケ内における、何らか住民
の意思による規制方法といふ方式をつ
くつていくことが、必要ではなからう
かといふふうになつてゐるのです。きょうは
その結論を私は得ようとは思ひません
が、こういうものの考へ方について、
自治省として納得できるということ
あるならば、できるだけ早くそれを軌
道に乗せて實現していただきたいと思
ひます。所信をひとつ伺つておきた
い。

○赤澤國務大臣 先ほど申し出てお
りますように、まことにものともな御意
見でありまして、私もかねがね何か方
法はないかと考へておつたわけであ
るが、なお、この問題についてはよく皆
さんと協議をいたしまして、自治行政
の本旨をこわさないようにして何らか
善処する方法を考へてみたいと思ひま
す。最近少し目に余るものがあるこ
とは事實でありますから、ぜひ相とも
に合理的な解決方法を見つけていき
たい。かように考へておりますから、こ
の点はあなたも経験者ですから、ひと
つよろしくお願いいたします。
○森田委員長 本會議散會後再開する
こととし、暫時休憩いたします。
午後零時五十分休憩

午後四時三十分再開議
○森田委員長 これより再開いたします。
消防組織法及び消防団員等公務災害
補償責任共済基金法の一部を改正する

法律案を議題とし、質疑を行ないま
す。
○森田委員長 質疑の通告がありますので、順次こ
れを許します。細谷治嘉君。
○細谷委員 私は予算の問題と、その
他消防について若干お尋ねをいたした
と思ひます。
まず第一番にお尋ねしたい点
は、消防組織法の二十四条の一項は、
どういふ精神なのかお尋ねします。
○松村政府委員 この二十四条の趣旨
は、台風、火災、風水害、地震等の災
害、あるいは暴動等のそういった人為
的な災害、こういうものによりまし
て、国民の生命、身体、財産というもの
が危機に瀕する場合でございます。そ
ういつた場合におきまして、国民の生
命、身体、財産を守るために、消防と
警察とが相互に協力しなければなら
ないといふことを義務づけた規定でござ
います。
○細谷委員 二十四条の第一項は、「消
防及び警察は、国民の生命、身体及
び財産の保護のために相互に協力をし
なければならぬ。」とありまして、
第二項は、「消防庁、警察庁、都道府
県警察、都道府県知事、市町村長及び
水防法に規定する水防管理者は、相互
間において、地震、颱風、水災等の
非常事態の場合における災害防衛の措
置に關し、予め協定することができ
る。」と書いてございます。これからい
ますと二十四条の第一項は、いま長官
が答へた暴動といふことはどこにも
書いてありませんが、どこから出てき
たのですか。

○松村政府委員 これは例示として申
し上げたのでございまして、この二十
四条の第一項は、その原因が何である

とを問わず国民の生命、身体、財産を守らなければならない、こういう事態に立ち至ったときには、消防と警察とは相互に協力しなげなければならない。こういう趣旨をうたったのがこの第一項の規定でございます。

○細谷委員 これは義務規定ですが、こういう問題をあらかじめ——たとえば台風とかあるいは暴動とかいうものについて第二項でははっきり「予め協定することができる」と書いてあるのです。第一項であらかじめ協定をしておくことが必要なんです。

○松村政府委員 第一項は、この基本的な国民の生命、身体、財産を守る、そのためには相互に協力しなければならぬという基本的な規定でありまして、第二項はそういうような場合として特に考えられるような「地震、颶風、水火災」というような例をあげまして、ただ、そのほかにも何かあるかもしれないから第二項で「等」と書いて、「予め協定する」というふうに書いてあるのでございます。したがって、第一項はこれは必ず協定しなければならぬものでも何でもなく、ただ現実の事態にぶつかって国民の生命、身体、財産が危機に瀕するような場合には消防も警察も協力する、こういう趣旨でございます。

○細谷委員 第一項は義務規定ですから、そういう事態が起こったからあらかじめ協定するとか何とかいう必要はなくて、当然な問題としてあるものであって、第二項で特にそういう問題について「非常事態の場合における災害防衛の措置に關し予め協定する」ということであって、第一項に基づいて、あるいはそれにのっとって、あらかじめ

め災害とか暴動とか、こういうものを一緒にしたとして協定を結ぶことは、二十四条の精神からこれは問題があると思うのですが、いかがですか。

○松村政府委員 この二十四条第一項の解釈としては、従前から協定してもよい、協定しなくて現実の場合にこの規定にのっとって相協力してもいい。したがって、協定することを排除するものではない。そういうふうな今日まで解釈してまいっております。

○細谷委員 そこで具体的にお尋ねしたいのですが、消防組織法第二十四条一項の精神にのっとって、県の公安委員会が暴動、災害等の緊急事態に際し、消防が警察に援助協力することに關し、あらかじめ協定を締結しようということは、これはいささか大きな問題があると思いますが、いかがお考えですか。

○松村政府委員 これは協定のその具体的な内容によりまして問題が出てくると思いますが、ただ国民の生命、身体、財産が危機に瀕するであろうと予想されるようなものを前提といたしまして、あらかじめ消防と警察の間で相互に協定を結んでおくことは、この二十四条の第一項の規定の予想するところでございます。

○細谷委員 一体、おっしゃるような暴動とか騒擾とかを、こういう二十四条でやるとするのならば、「等」とか何とかでございまして、はっきり、きちんと書いてあるはずですよ。したがって、この二十四条の規定というのは、国民の生命あるいは身体、財産、こういうものを保護する、ということは、非常災害、こういう問題が主体であって、そして最後に「水火災等」と、こ

ういうことになったのであって、騒擾とか暴動とか、こういうものを主体に置いたものではなくて、あくまでもこれは消防の水火災、こういうものからきている、そういう精神じゃないかと思うのですが、どうですか。

○松村政府委員 この二十四条の第一項の精神はおっしゃるとおりだと思います。しかし、おもしろいのは、火災とか水害とか地震等でございますけれども、しかし消防が国民の生命、身体、財産を守るという任務を負っておりまして以上は、それ以外にも何かの關係で国民の生命があらうくなる、こういう場合も考えられるわけでありまして、主たるものはおっしゃるとおりでございますけれども、その他の事情につきましても排除するものではない、こういうふうにお考えしております。

○細谷委員 これは、しかもこの二十四条の精神を踏みにじって、騒擾、暴動を予定して対象とするような条例案というものが提出されております。非常な大きな問題です。一体消防というものは水火災、そういうものが対象であって、二十四条の精神はそれなので、よ、ところが、そうじゃなくて、あくまで暴動なり騒擾というものを主体とした、そして警察と協力するという、消防の本旨を越えた協定が結ばれようとしております。これは非常な大きな問題でございまして、この二十四条の精神に明らかに反しておる、消防の逸脱だ、こう私は思っております。この問題は重大な問題でありまして、きょうはこの程度にしておきますが、そういう問題が起こっております、しかもそれは消防組織法第二十四条の精神から違反しておる、こう私は考えております。こ

の点につきましては一応あとでさらに問題にすることにしたしまして、次の問題に移っておきます。

次に、まずお尋ねしたい点は、三十九年度の消防庁の予算についてであります。「日本消防」の三十九年度の消防庁予算というのを見てみますと、昨年度の予算については臨時的な経費は除いて、今年度の予算については臨時的な経費、しかも消防庁の予算についておらない諸経費等を加えて、そして昨年に對してこの程度伸びた、こういうような書き方をしております。實際問題として正味の消防庁の予算として見ますと、裸にしますと、昨年は九億五千八百萬、これは九億八千九百萬、わずか三%しか伸びておりません。国の予算は一四・二%、特別会計や何かは正味からいって一五%以上伸びております。そういうことを見ますと、きわめて貧弱な予算だ。物価の値上りにも追いつかないような、国の全体の平均の予算にも追いつかないような、わずか三・三%というものは横ばいなんです。横ばいということは、消防予算の後退なんです。こういう予算で一体消防としての機能が發揮できるのかどうか、まずお尋ねします。

○松村政府委員 御存じのように、消防に要する経費は市町村が負担することとがたてまえておられます。したがって、いま市町村の負担している経費が、この市町村の負担している経費が、最近の統計によりまして、四百億に近いきが消防のために支出されておるのでございます。したがって、国の予算といたしましては、いま御指摘のように毎年十億程度という微々たるも

のでございます。そのうちの大部分の七億程度は補助金として地方へ行く分でございますが、来年度三十九年度の予算におきましては、この補助金が補助金合理化の答申等の影響によりまして増額ができませんでした。そういうことで、いま御指摘のように、ほんのわずかしが伸びていない、こういう状況になっておるような次第でございます。

○細谷委員 おっしゃる通りに、消防は市町村の仕事であります。それだからといって予算が減るのはいささか納得できない。端的に、いま補助金という問題が出ております。補助金というものは、ちゃんと法律がある。どういふものについては補助をするかどうかということがちゃんと法律で書かれてあります。それを見てみますと、昭和三十三年度は五億四千五百萬、これを一〇%といたしますと、三十八年、三十九年というものは七億です。二割五分程度しか伸びておりません。ところが市町村は、昭和三十三年には決算額として二百六十億というものを消防費に使っております。いまは四百億をこしているでしょう。そうしますと、その伸びはおそらく五割ぐらゐになっているのじゃないかと思ひます。あるいはそれ以上に伸びておるでしょう。そういうことか、いま市町村に、あまりにも貧弱ではないか、こういうふうには私に言わざるを得ないと思ひます。そういうことについていかがですか。

○松村政府委員 先ほど申し上げましたように、消防の経費の負担者が市町村でありますために、市町村では毎年

交付税の増額等によりまして消防経費が伸長しているわけでございます。しかし国の消防の予算といたしましては、その金額の大部分は補助金でございますが、これが先ほど申し上げましたような事情で来年度はことしと同じ、いままでも毎年少しづつしかふえていない、こういう事情であるのでございませう。私もこの補助金につきましても、ただいま御指摘のように昭和三十六年に消防力の基準というものができておりまして、これに見合せて全国の各市町村のあるべき消防施設の姿が描かれておりますが、それに十年計画で近づけるように毎年補助金を支出しております。したがって、現在の七億四千万という金は、実はその十年計画を遂行するには不足でございます。七億ずつ毎年やっておりますと、いまから十四年ぐらいかかる計算でございます。この点は大蔵省等に予算の際には増額を強調いたしておりますけれども、先ほど申し上げましたような事情で来年度は現状据え置き、こういうような事情になった次第でございます。

○細谷委員 この問題については、あとで消防庁のおっしゃる十年計画と関連をしてさらに質問したいと思っております。

次にお尋ねしたい点は、この消防庁の総務課で書かれたものを見ますと、そういうふうな消防庁の予算は減っておるけれども、起債と交付税で十分と言わねけれども見えておるのだ、こういう書き方がしてあります。これに書いてあるのを拾ってみますと、救急業務の実施を義務づけられた百五十市の必要経費として、普通交付税を一億一千二

百万円増加するのだと書いてあります。高速自動車国道の救急車業務の経費として特別交付税でそれは裏づけするのだ、こう言っております。第三番目に、消防団員の退職報償金制度に要する各市町村の経費として十二億四千万、普通交付税で見ると、こう書いてある。それから消防署設置を義務づけられた四百八十六の市町村の経費として二十二億円の交付税を裏づけしているのだ、こういうふうな言っております。

これを合わせますと、普通交付税で新たに足られるものというものは、これによりまして三億五千二百万円になります。このほかに高速自動車国道の救急業務の経費として特別交付税があるのだ、こう言っております。これについて自治省財政局等との間で具体的に打ち合わせをした上でこういう結論が出ておるのかどうか、必ず交付税で見ます、できぬときは特交で見ますというの、いつの時代でもこの省でも逃げこぼす。その打ち合わせの経過をひとつお聞きしたい。

○松村政府委員 いま御指摘のございました中で、特交のことにつきまして、これは先の問題でございます。まだ確定した打ち合わせはできておりませんけれども、そのほかの事項につきましては、財政局と打ち合わせの上、普通交付税の単位費用を増額してもらおう、こういうことになっております。

○細谷委員 そこで、私も勉強不足かと思うのですが、わからない点は、せんだって自治省のほうからいただいた交付税法の一部を改正する資料を見ますと、その中で、消防費の基準財政需要額の増というのが十五億三千六百万

円あると書いてございます。そうしますと、いま申し上げた消防庁が考えておる三十五億一千二百万円というのは、それよりもずっと、二十億ぐらい多い数字でございますが、この関係はいかがですか。

○柴田政府委員 御指摘の本は私見でおりませんけれども、おそらくその中で重複計算があるのではないか、そうかと思っております。それは常備消防設置市町村の指定関係の計算で、いまおっしゃいました二十億というのは、その計算が少し違っております。交付税の基準財政需要額の増加額はその部分が一億でございます。したがってあの消防団員退職報償金の問題は交付税上の計算が十二億、それから救急交付が一億一千二百万円、したがって交付税上の増加額は十四億、約十五億ということになります。したがって御指摘の数字は、現在基準財政需要額に計算いたしております部分が含まれておるのじゃないか。その常備消防の分でございますが、そこだけ違いますが、あとは大体合っております。

○細谷委員 いまの局長さんのおことばですが、消防署設置を義務づけられた四百八十六市町村の経費として、需要額に二十二億円というのが約束されておるとここに書いてあるのですね。これは新しい需要額でございます。そうじゃないですか。そうしますと三十五億になるのですよ。重複経費じゃないでしょう。

○川合政府委員 その読みましたものは私ちょっとあれでございますが、想像いたしますと、二十二億は、要するに現在も消防本部・署を置いておりますものにつきましては交付税措置をい

たしておるわけでございますが、それに対して義務設置になりましたので、少し増額するわけでございます。いままでは義務設置でございませんでした。しかしいままでも交付税措置はあった。したがって、いままでの分と今度のふえる分と合わせました額をそこに書いた表現が、不正確な表現になっておるのじゃないか。申しわけありませんが、そういう感じがいたします。

○柴田政府委員 私から補足いたしますと、消防庁で今回義務設置で指定する予定をしております市町村数は四百八十六市町村でございますが、いままで地方交付税の計算上見てまいりました市町村数が四百六十でございます。差し引き二十六市町村が今回の義務指定によって新たに増加する市町村でございます。その部分の需要が一億ということになります。

○細谷委員 この二十二億というのについては、重複経費で全部が新しい需要額ではないというおことばのようでありまされども、この雑誌の十六ページに、三十九年度の消防関係の地方財政計画に新たに約二十二億円を計上することとなっている、こう書いてあるのです。新たにということとは、新規需要ということですね。いまのおことばで、新たにというのは従来のものを含めてということのようでございます。それから、これは非常に重要な点であります。この四百八十六市町村に対して、従来のどの程度つけてあったのか。それから新しく三十九年度において増加する需要額は幾らだとか、そういう内容のきちんとしたものを自治省と折衝しておるのでしょから、その

資料をひとついただきたいと思います。が、よろしくございませう。

○川合政府委員 実は財政計画を財政局のほうでつくられておるわけでございますが、具体的に申し上げますと、補正係数その他の問題で、まだ財政局自体も作業中でありまして、また私どもの折衝も全部終わっておりませんので、数字として、資料として現時点におきましてお出しいたしますことは、ちょっとおぼつかしいのでございませう。が、私先ほど説明が不十分でございまして、財政局長が申しましたように、今度新規義務設置になりました少しふえる分、その分は一億、いままでの分と合わせまして二十二億という数字になるつもりであることを非常に正確に表現をいたしたものと認めます。ただ、いままでと立て方が、義務設置の場合と任意設置の場合と少し違うものでございませうから、そこに新たにいう表現を用いたものと思っております。いずれにしても、表現が非常に不正確でございまして、私も役所の者が書きましましたものとして、申しわけないと思っております。

○細谷委員 私は千円単位でどうだということをお願いしているわけじゃないのです。なるほどいま交付税法の一部改正で、単位費用の改定の問題が出ていますので、それをどういふふうにして補正係数をひっかけようかというところは、今後の作業に待たなければならぬでしょうけれども、少なくともここに書いてある二十二億の内容というものは、新しい需要額そのものではなくて、従来のものと新しい需要額との合計額だと、きちんと書いてあるのです。これは全国の消防関係の

ところに渡っている雑誌なんです。みんなそう思っているんですよ。私もそう思っておった。しかし二十二億円と

いう、これは約と書いてあります。約である以上は、二十二億円の内容というのは、従来の部分がどの程度であつて、約何億円であつて、そして今度新しく追加される需要額というのは、幾らだというのは、補正係数がきまらなければ出ないということでは、何のために数字を書いているのか。数字を書いている以上は、ラウンドな数字はわかっているはずですよ。いままでのものが十八億円あるのだ、新しいものが幾らあるのだ、こういう程度のもは明らかか。にできるはずですが、いかがですか。

○柴田政府委員 私からお答えいたしますが、私どもは消防費関係の増加財政需要額を十五億三千六百万円と計算しております。なおその内訳は、いま申し上げましたように常備消防設置市町村の指定に伴うもの、消防団員退職報償金の支給に伴うもの、それから救急業務の実施並びに給与・改定等のもの、全部を含んでおります。

○細谷委員　そこで十五億三千六百万というのは、先ほども私申し上げたように、消防関係の新しい追加需要額として計上されておるものなんです。その十五億三千六百万のうち、四百八十六万市町村に対する消防設置の義務づけられた経費に対する需要額の増というのが幾らあるか、そういうことですね。先ほど来私がお聞きしているのは、この消防署設置を義務づけられた四百八十六万市町村の経費として二十二億円の交付税が見られるのだというわけでありますから、それはいままでの分が二十二億のうち幾らを占めておって、新

しい需要額は幾らであるかという、その内訳を知らしていただきたいということなんです。

○川合政府委員　新しい需要のふえて
おります分は一億円でございます。

○細谷委員　そうしますと、二十二億のうち約二十一億が従来のものであつて、新しいものは一億だ、こう理解してよろしいわけですね。

○川合政府委員 そのとおりでございます。ただ立て方がいままでとちよつと変わりますが、先生のお話のとおりと思います。

○細谷委員 次にお尋ねしたい点は、消防庁の予算が実質的には減ったための補いとして、起債でいくんだ、一本

の柱は起債なんです。この文章を読みますと、起債はまだどうもはっきりしてないようでありますけれども、三十八年度は幾らであって、三十九年度は幾らくらいを見通しておるのか、原資はどういうか、こうなのか、お尋ねいたします。

○川合政府委員 三十八年度は十三億五千万円でございます。そのほかに若干の市有物件等もございますが、私どもの取り扱いました分は十三億五千万円でございます。

○細谷委員 三十九年度は……。

○川合政府委員 三十九年度はまだこれからでございますので、全然未定でございます。

○細谷委員　そこで、そういうことな
ものですか。市町村はたまったものな
じやないわけですね。国の予算がきまっ
た、消防庁の予算がきまった、地方は
こうだろうとこういっておるのに、交
付税についても明確じやない。そして
起債については、昨年の実績は十三億

五千万だった。一体三十九年度はどの程度の計画をお持ちなのか、これならば消防庁としての考えがやれるのだ、予算上に確保できなかった穴も埋めることができるんだ、こういうものがきまらなければおかしいと思うです。十三億五千万から幾らふえるのか、その辺はめどについてはいいでしょう。

○川合政府委員　ただいま各市町村から要望額を取っておりまして、集計をいたしておるわけでございます。それを取りまとめまして、そして損保債でございしますが、昨年三十八年度は十三億五千万円、ことしはもしふえましたらその分につきましてさらにワクを広くする折衝をするわけでございます。

○細谷委員 財政局長にお尋ねいたしますが、三十九年度消防施設の整備拡充に對してどの程度の起債をお考えに

なっておるのか、これをひとつ具体的に
にお聞かせをいただきたい。

○柴田政府委員 消防関係の起償につきましては、御承知のように地方債計画の中の一般単独事業で見ている部分、それからいまの損保債その他の特殊縁故扱いのもの、ワク外扱いでございまいますが、両方あるわけでございます。いま消防庁次長からお答え申し上げますのは、損保扱いのほうの折衝

業のワクの中で見てまいるということになるわけでありまして、いままでもそのとおりでございますが、来年度におきましては一そう消防の強化ということがはかられておりますので、その線に沿ってやってまいりたい、かように考えておるわけでございます。現在具体的に何が何億ということをお答えいたすことができないのは残念でございますけれども、在来のがそういう経過を経てきまっておりますもの、さいますから、いまここで私の口からさほどの程度予定しているということは実は申しかねるのでございます。ただ気持ちといしましては、そういう拡充の方向で努力しておる。またそういう方向でいきたい、かように考えておりますことを申し上げまして御了承願ひたいと思います。

○細谷委員 まことに残念なことであり
ますけれども、十三億程度の交付税の増
起債については現在数字が言えないとい
うことではありますが、まことに残念であ
ります。言わぬものではないと、どうもな
りませんから次に進みます。

ところで、私が次にお尋ねしたいのは、消防施設の強化促進法という法律が昭和二十八年にできまして、そして昭和三十六年の七月に消防力の基準というものが公布されました。ところでもう三十九年度は、その十カ年計画の四年目に当たる、こういうことになるわけですが、整備のために十四億円の予算を要求して、完全に半分以上にされておるといのが現状だかと思うのです。ところで、これは十億でありますから、十カ年計画の四年目を迎えてどういう状態になっておる

かといひますと、かりにことしの三十九年度を終わって後年度に残る分といふのは、国庫補助で約五十四億円程度、事業費としてはその三倍、百六十億円程度のものが後年度に残るといふことになります。これはポンプでは三分の一、年数としてはもう十分の間を過ぎるわけですよ。ポンプは三分の一、発信関係はまあ半分近くいくというですが、無線関係の連絡も三分の一といふことで、計画どおり進んでまいります。こういう状態であることは御確認できますか。

○松村政府委員 たいはいのお話と砂
 どものとは多少違うわけでございます
 が、昭和三十六年に消防力の基準に基
 づきまして消防施設の強化の十カ年計
 画を立てて、今日三カ年過ぎようとし
 ておるのでございますが、従来の施設

の保有状況等もございまして、三十九年度の保有がそれによつて増加したものと見て、今度の調査結果は、その通りであると思ふ。これは補助の対象によつて充足率がまちまちでございます。たとえば消防ポンプ、自動車、これによりますと、これは七割程度いつているが、火災報知機の発信機は四割にも満たない、こういうようなものによつてまちまちでございまして、いまのように毎年七億のテンポといふことでございますと、この計画を完全に遂行するには十四年か五年ぐらいかかるのではなからうかと推察いたします。

○細谷委員 いま私が申し上げた教室は、少しく食い違いがあるようでありますけれども、詳しい数字を私は計算しておりませんけれども、十四億三千方くらい、三十九年度で予算要求をしたいたしましたね。それが一〇〇％予算が

充足するまで一応到達して、そのあとは交付税で認められております経費によって自前で更新等をやってもらう、こういう考えでいくべきではないかと思っております。

○細谷委員 これは重要な問題で、十カ年計画の国庫補助、法律に基づいて基準を設けてこうだといった総ワケの補助金というものは、一年間七億四千万のペースで総額七十億四千万に上っていると思うのです。そうして現在、三十九年度七億使った後に、四十年以降は四十、五十億近いものがある。ところが、市町村はみんなこの方針として、政府の方針として受け取っております。ところが大蔵省の言いは、現在までの予算にあとは五億程度追加すればいいんだ、端的に言いますと、二十五億四千万、三十億四千万、半分に満たない金で消防力は大体最低限度の維持はできるんだ、十カ年計画を半分以上で消防力を維持できるんだと言う。大蔵省は専門家でないのでそういう結論を出しておりますが、これは重要な問題です。

○後藤説明員 どうも私の言い回しが悪いものですから、先生にそういう誤解をいただいたんじゃないかと思いますが、消防力基準とそれに対する充足については、私も消防庁と全く意見は変わらないわけでございます。ただ、先ほど消防局長官が申し上げましたように、奨励的な補助金を、その充足に対して一体どの程度まで与えればいいのかというところで、消防庁のほうと私どものほうとの見解が違っております。従来、法律上のためまえ並びに従来補助金を交付してまいりました現

況から考えましても、六〇％程度までの充足に対して補助をすれば、あとは自主的な努力によってやっていたきたい。また今後五億、三億とか残してありますが、これも自主的な意欲の盛り上がり等も見ながら、さらに金額については十分検討したい、このように考えております。

○細谷委員 自主的な力ということでありましても、あなたがよく御承知のように、現在の市町村にはそんな自主的な力はございません。だから、問題になっておられるところの税外負担、こういうものが起こっております。地方財政法をいかに改正しようともざるです。消防ポンプを買わなければならない、もうどうしと強制的な寄付がきまる。そういう現況で、今日の市町村の財政の中で一生懸命やっておりますけれども、自主的な力があるんだ、ということとは認識を誤っております。しかも最低限度の十カ年計画、初めて法律をつくって、それに基づいて基準をつくってやっておる最初の十カ年計画、しかも消防の対象、構造が変わってきても今日の近代化が要請されておる時期において、十カ年計画を完全にやった上で——現状はどうだ、十カ年計画をまず完全にやるといふことが法律のためまえであり、これは大蔵省も消防も一致して、十カ年計画を最低のものとして、これを確保していくというところが市町村の消防力を維持するゆえんだ、その上で今後どう対処していくかというところが、話ばかりしますけれども、私がこれをお聞きしますと、補助金等は奨励的なものではなくて、補助金等は奨励的なものではない、自主財源でやりなさいと言っている。起

債については、先ほど御質問しますと、まだわからぬ、言えないということである。一休市町村はどこに問題を解明していただけますか。起債についてはわからない、補助金は減った、そのうちで最小限度と言っているという計画も、実質的にはくずれていく、自主財源でやればいいじゃないかということでありましても、市町村は消防力の必要性を身を持って感じておるのです。そういう段階においてこれは非常に問題点であると思うのですが、ひとつ重ねて御意見を伺いたい。

○松村政府委員 御説全く私同感でございます。いま日本の市町村の現状をいましては、補助金なり起債なり、そういうもので財政的な援助の手を差し伸べなければ、消防施設につきましてもその目的を達成することはできないと思っております。奨励補助金だから、あるいは経費が市町村の責任だから市町村でやれといまして、これはいわば観念論でございます。現実問題としてはそれで救えるものではないのでございまして、したがって、先ほどからたびたび申し上げておりますように、消防庁あるいは全国の消防関係者としては、この補助金につきましても、従来の方針にのっとりその目的を貫徹するまで努力いたす所存でございます。

○細谷委員 ちょうど大臣がいらつしてございまして、その前にちょっと大蔵省に聞きたいのです。消防の施設、この法律に基づいた十カ年計画の補助金というものは、純然たる奨励的なもので、やってもやらなくてもいいというようにお考えですか。——これは奨励的

なものじゃなくて、市町村が責任を負わされている消防力を充実させるということ、これは義務的なものです。のんびきならぬものとしてこれに取り組んでいる、こういうことであって、単なる奨励的、そういう自由意思でやるものだからそのほうが推進されるのだという——この答中で消防施設をあげたことは誤っていると思うのですが、大蔵省の見解をお伺いいたします。

○後藤説明員 根本問題としましては、はっきりこれは市町村自治消防でございまして、消防施設等につきましては、基本的には地方税並びに交付税等一般財源で措置する、これは金額的にも、交付税の基準財政需要額でも、現在、三十九年度約四十八億程度になっていると思ひますが、当然そこで措置すべき性格のものと考えております。

補助金につきましては、先ほど来申し上げておりますように、ともすれば事故発生の偶発性のために整備を見送られるというようなこと、あるいは市町村の財政状況等も考え合わせまして、この重要な整備についてできるだけ予算措置を誘引するように奨励的に交付する性格の補助金だと私は考えております。

○細谷委員 私は率直に申し上げて、今度の三十九年度の消防庁の予算は、端的に言うところ消防団に対する年金等の報償金について若干の新規の予算があまりましたけれども、消防庁予算全体としては非常に大きな後退をしている。しかもいまお聞きしますと、十カ年計画そのもの自体もきわめてあやふやで、消防庁のほうの考えと大蔵省の考えと現実においてはだいぶ隔たりがございまして、ところで、私は、法律

に基づいてできた基準というものは、第二次、第三次は別として、この十カ年計画は完遂するということが今日の消防力の充実には絶対必要なことであると思うのです。そういう点で、十カ年計画はぜひ計画どおりまた法律どおりやっていたきたい、そしてそういうものは、交付税なり、特に起債等については十分見えていただきたいと考えております。この問題については非常に重要な問題でもございまして、大臣の所見とこれに対する決意、昨日御就任なさったたいへん恐縮でありますけれども、白紙のところですから、きちとした御決意を承りたいと思ひます。

○赤澤国務大臣 昨日就任はしました、衆議院には二十年近くおりますから、多少いろいろなことは聞きかじっております。消防のことは、私は戦時中長い間、消防団と言っておりますが、消防団長をやりました、ポンプ操法なんか実にはありますが、当時の消防団も指揮いたしました。これはいぶん苦戦苦闘をしたもので、これは実に恵まれなかったところの、まさに奉仕的な考え方のもとでできておったものだから、たいへん苦戦したわけでありました。

充実しませんから、そこで補助金を出すということも法律で定めたのです。しかし、どこでも役所は計画はつくるのです。消防十カ年計画は私は初耳ですけれども、とにかく建設省にければ道路河川の何カ年計画、農林省にければ土地改良何カ年計画、時限立法は何年でもつてやるというわけです。ところが、計画どおりやれるかというと、どっこい金がないということになる。そこで私も長年予算もつてまいりましたが、これをふやせばあれを減らさなければならぬ、切り盛りはなかなかやつかないものだということは、与党で予算で苦勞した人はよく知っておるわけです。そこでもの比重として、あつちもこつちも計画どおり予算を出せ、進行がおそいじゃないか、十カ年計画はもうほとんど終わつておるのに、で、き方は半分しかできてないじゃないかという議論がどこに行つてもやかましいわけなんです。しかし、いろいろなさういふ要請がある中で、消防のウェートをどう考えるかというところは、これは政治家の判断によるものでありまして、あえて大蔵省の諸君のごきげんを伺つて、わずかりませぬが、やらなければならぬわけではありませぬが、私もそういう立場で今日までしておりますが、ただ、実は消防のことは、法規的にも、またいまの予算の点がどうなつておるかというところは詳しく承知しております。御質問の要旨はよくわかりますので、自分も経験があることでですからよく勉強しまして、今日の消防力をどの程度充実したらいいか、今後の速度はいかにあるべきかということにつきまして再検討いたします。

まして、またお答えする日があらうかと思ひますが、きょうのところはいきなりのもので、きょうのところは打ち合わせも何もしてありませんけれども、私個人としては、やはり今日消防というものの重要性にかんがみ、この計画はできるだけ促進するといふ考へ方に立つて着実に進めなければならぬと考えております。

○細谷委員 消防のことについては、地元で御経験があるようでありまして、今日消防整備のために、立休化していきつつあるというように、市町村はたいへんなことです。せんだつて消防団の日常に、交付税で二百円を見ておるんだということを、おしやうておりますけれども、現実にはもう二百五十円とか三百円近くの実情にきておるんです。そうしてそれに重点を置いてやつております消防団もありまして、あるいは常設消防もあるわけで、やつておりますけれども、これが税外負担となつて相当大きくはね返つてきておりまして、住民から怨嗟の聲が出ており、そういうものに應じなければならぬことなんです。そこで大蔵省あたりは自主財源だ、自主財源だと言つておられますけれども、自主財源なんていふのも、現実には市町村の今日の財政はそう簡単なものではないわけなんです。そういう点で十カ年計画をつくつてこれだけは完遂する、十カ年計画をやつた上で、今後どうするかという新しい方針を考へていただいて、補助金をやめるかやめないかはそのときになつて考へていただいていいと思ひます。

税の再配分も何もやらないうで交付税だ、起債だ、それについての具体的

な裏づけをなされないのでやることは、自治体消防の名において、から手で消防を中央集権化しておるものだと私は思ふ。こういうことでは消防力の充実ができません。たいへんな悲惨な事態が全国の津々浦々で起こつておることを、ひとつよく御認識いただいてこの問題に取り組んでいただきたいし、大蔵省も消防は切實な問題だといふことをこの際とく認識していただきたいと思ひます。

○森田委員長 千葉七郎君。これです。

○千葉七郎委員 細谷委員から詳細にわたり質問が行なわれまして、だいたい尽くされたわけでありまして、私は補充的に二、三の点を伺ひたいとおきたいと思ひます。

ただいまの細谷委員に対する答弁から判断いたしますと、だいたい市町村の消防施設も完備しつゝあるというように了解をいたしましたわけなんです。消防の任務は、法律に規定をされておられますと、火災の予防あるいは水難の予防さらには水災の消火鎮圧、こういうことが任務になつておるわけでありまして、したがって、御答弁のとおり、消防の施設あるいは消防団員の訓練が完成しつゝあるといふことは、火災発生件数も累年減少しておるのではないかと考へられるわけでありまして、発生件数は過去五カ年くらいの間には大体どういふ状態になつておるか、まず第一にこれをお伺ひたいと思ひます。

○松村政府委員 火災の発生件数は、今日産業経済が盛達いたしますし、また国民生活も文化的になりまして、火災を引き起こす原因が非常に多くなつてきつたわけでございます。そういう意味におきまして、火災の発生件数というものはふえてきております。ただ消防力の充実というところが一つの原因だと思ひますけれども、件数はふえておるけれども一件当たりの損害額はだんだん減つてまいつております。これは余談でございますけれども、アメリカ等においても火災発生件数は非常に多い。しかし一件当たりの損害額というものは少ない。これと見合つておるような状況に日本もなりつつあるわけでありまして、

○千葉七郎委員 その件数はそこでお聞きせんか。

○川合政府委員 三十年から申し上げますと、三十年が二万九千九百四十七件、三十一一年が三万三千三百三十二件、三十二年が三万四千六百五十件、三十三年が三万六千六百七十八件、三十四年が三万六千六百七十九件、三十五年が四万三千六百六十六件、三十七年が四万九千六百四十四件、三十八年は約五万件でございます。なお焼失面積は先ほど長官が申しましたとおりで、約十年間で一件当たりの焼失面積は四割減ぐらしい状況になつております。

○千葉七郎委員 発生件数はただいま御答弁にありましたとおり、逐年増加しておる、しかし損害額はそれほど件数に比較しては増大をしていない、こういう御答弁であります。件数はふえておるけれども、件数が増大して、損害額はふえておる、昭和三十年から比較いたしますと、大体昭和三十三年において二倍近い程度の火災発生件数増大といふことになつておる、そういういたしますと、消防の出動回数がそれだけ多くなつて

おる、こういうことになつてくるのではないかと申すのです。そうであるとするならば、消防機材の消耗といふものは、この発生件数に從つて非常に激しくなつておるのではないかと、このように考へられるわけでありまして、したがって私は、この消耗しておる機械の補充、施設の補充等がどういふ状態になつておるかという点を考へますと、非常に消防力の基準の低下といふこと、たとえば人口一万に対して自動車ポンプ一台がかりに基準として、そういう施設があれば基準に達しておるのだ、外見上はそういうことになりましよう。しかしその消防ポンプ、自動車ポンプの能力といふことを考へると、はるかに基準を下回つておるのではないかと、かように考へられるわけでありまして、そういう点に對しましては、どういふ御見解を持っておられますか。

○松村政府委員 具体的な資料は持ち合わせませんけれども、お説のように、出火件数がだんだん多くなつてきておるわけでございますから、消防の出動回数がふえる、その結果消耗度が激しくなる、これは当然考へられるわけでございます。たださういふ消耗に對して新しいものに更新する、こういう場合におきましては、原則的には地方交付税で見えます経費でやつていただく、消防力の基準から出ておる各市町村の消防施設をあるべき姿に新しく持つていく、その分について補助金を出す、こういう考へ方ではないと思ひます。したがって、現実問題として、市町村の財政力によりましては消耗といふものを十分に自力で補うことができないで、實質的に消防力が低

下しておるといふところもあるのじやないかと予測されますけれども、具体的な資料を持ち合わせませんので、的確な答えができませんで、恐縮でございますが、考え方としてはそのように思うわけです。

○千葉(七)委員 形は大体基準に合っておりても実質的な能力は落ちておるのじやないか、このような御答弁でありまして、したがって私の考えには適合するようなわけでありますが、さらに私考えますのに、建築の様式の変化によりまして消防施設の内容も大きく変化をしておるのじやないだろうか、このように考えるわけなんです。最近御承知のように、高層建築が非常に盛んだ、それからまた耐火建築等が非常にふえまして、従来の火災の形とこれから予想される火災の形というものが大きく変化をしていくのじやないだろうか、このように考えられるわけでありまして、せんだってのデパートの火事なんかの写真を見ましても、耐火建築でありますから、したがって炎が上に燃え上がらない、窓から吹き出す、こういうことで従来のように上から水をかけたのではとても消火にならぬ、そういう状態が今後ますます一そう激しくなつて、激しくいいますか、そういう形のものがふえていくのじやないかと思ひます。そして従来の消防の施設はだんだん役に立たなくなつてくる。たとえばいままでのような単純な、水を吐出す自動車ポンプだけでは役に立たなくなつてくる。それには当然高層建築に適合したそれぞれの機材なり設備なりがなければ消火の目的を達することができない、こういうことになつてくるわけなんです、そう

いう点を考えると、このポンプなりその他の機材なりを、二重に施設をしていかなければならぬ、そういうぐあいにも考えられるわけでありまして、したがってそういう点から見ても、形の上では消防力の基準に達したとしても、内容的に見ますならば、消防力の充実に対する、拡充に対する施策というものを、ここで大きく考え直さなければ、完全な消防力を維持するといふことはできないのじやないか、こんな七億や五億のはした金を補助するといつたようなことでは、とうてい建築様式の変化あるいはこの産業構造等の態様——態様といひますか、条件の変化、たとえばコンビナート地帯なんかこれからどんどんできていくと思うのですが、そういう変化に対する消防力というのは、いままでのような考え方ではとうてい役に立たないのではないかと、こういうふうなことが考えられるわけなんです。その点に対する御見解はいかがですか。

○松村政府委員 私も全く同じ考えを持っております。今日高層建築があらちこちに建ちます、いろいろな工場があらちこちに建ちます。そういういたしますと、そこにたとえば消防自動車でもはしご自動車、スノーケルあるいは化学車、こういった特殊の消防施設が必要であるのでございますが、今日までのところは、そういう施設の必要なところは主として大都市でございました。そこで現実には、財政力が豊かである大都市でございまして、化学車、はしご車等を装備してきております。けれども、これからの日本を考えてみますと、こういうことは大都市に限らないで中小都市にも高層建築はできてく

る。いなかのほうにもいろいろな工場ができてくる。こういうことを考えてまいりますと、今後は全国的な観点に立つて化学車、はしご車等の高度の消防施設の整備充実ということが喫緊の要務になつてくると思つております。実は本年はそういうものについて十分全国的に調査いたしました上、予算等具体的な問題についてはあらためて考えてまいろう、そういうふうに思つておる最中でございます。

○千葉(七)委員 そこで、そういうぐあいに消防施設と申しますか、その大要が望まなければならないという時点に立つて考えるとき、先ほど大蔵省の主査の方が強調されておりました、消防は自治体消防なんだ、そのとおりであります。消防組織法の第六条を見ますと、市町村は当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を負つておる。そしてまた第八条では「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならぬ」といふことになつておる。それから、市町村がこれを負担しなければならぬ、こういうことになつておる。御説明を聞かなくなつたわけであつたのですが、同じ消防組織法の第四条の第一項第十一号を見ますと、「消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項」が国の消防庁の所管事項なんです。それを受けて消防施設強化促進法が出てきたのだらうと私は思うのです。その消防施設強化促進法を見ますと、消防施設の強化促進のために国が補助をすることができ、こう定められている。補助をすることができるといふことは、これは文字どおり解釈すれば、一定の予算の中において補助することができるといふことから、補助しなくて

もいんだというふうにも解釈されるのですけれども、私はそういうふうな解釈をするのは誤つた解釈ではないかと思ふ。補助することができるといふことは、補助をしろうという法律の定めだ、私はそういうふうに見えるのです。その点に対する当局並びに大蔵省の御見解はどうですか。

○松村政府委員 いま御指摘の条文のほかに、先ほど私ここで申したのですが、消防組織法の二十五条に「市町村の消防に要する費用に対する補助金に關しては、法律でこれを定める」といふ規定があるのでございます。おそらく、消防が市町村の仕事であり、原則的には市町村がその経費を負担すべきであるけれども、現在の状況を考えれば、国が補助金を支出していかなくては、とうてい消防の充実をはかることはできぬであらうといふことで、わざわざこの同じ法律の中に補助を出すことを予想し、それに基づいて、いま御指摘の消防施設強化促進法によつて、消防の補助金のことがこまかく規定されておるんだらうと思ひます。

したがって、ただいまのお話につきましては、これは議論としてはいろいろ見解が分かれると思ひます。市町村の消防だから、市町村が金のめんどろを見ればいいじやないか、こういうこともいえますけれども、しかしやはりの消防の仕事も、市町村に關係があることは当然でございますけれども、今日のように、災害等の仕事も消防が背負う、また消防の実態が、先ほどからお話のように変化を遂げてきております。小さな市町村に大きな工場が通つて、そこではいろいろな事故を起こす、救急車に要る、こういうように、消防のある部分につきましても、市町村だけが責任を負ふことは適當でなくて、せめて金の面なりとも国あるいは場合によつては府県がめんどろを見るべき、そういう様相を昨今は示してきておるのではないかと、こういうふうには考えております。補助金を削減するといふような問題につきましてもは承服いたしかねる、こういうことをたびたび申し上げておるのでございます。

○千葉(七)委員 たいへんわが意を得た御答弁であります。ぜひそういう点を、補助金の整備委員会ですか審議会ですか、そういう委員会等にも十分説明をして納得させて——大体、補助金を整備するといふことは、補助金を減らすといふことばかりが整備じやないと私は思ふ。補助すべきものはどんどん増額をして、そして対象の施設なり事業なりをどんどん完成させるということも、補助金の整備の委員会が当然取り上げるべき問題と思ふ。大体その委員会の認識が非常に不足だと思ふのです。ですから、これはひとつ消防当局、長官が先頭に立つて、そういうわけのわからない委員たちはよく説得して、もっとわかち合つてもらつて、そして七億の補助金を五億に削つて、三億に削つて、そんなしみたれたことでなくて、それを二倍なり三倍なり五倍なりにふやす、そういうことをからだを張つてやつてくださ。ひとつお願いしておきます。

そこで町村の実態を申し上げますと、細谷さんからもお話がありました。消防の経費が足りなくて、消防団は消防に対する寄付を毎月集めている

のです。たとえば夜の回りですか、夜回りといいますが、その費用は月に百円出せ、あるいは何々を施設するから今度は何回寄付してくれ、こういうぐあいに毎月集めているのですよ。これを出さない、あとで消防団に、そんなお札参りなんということはないんだらうけれども、それに類似するやうなことをされたんではないへんだ、昔の消防にはそういうことがあったそうですが、いまはそんなことはないと思ひますけれども、昔そういうことがあったために、寄付を要請されると、一般の住民の人は、消防だからしかたがないといつて、黙って出しているのですよ。そういう状態です。大都会にはないのでしょいう状態でも、いなかのほうはそういう状態ですから、したがってこの交付税交付金の算定基準にそれを算入したからというやうなことでなくて、しかもその交付税交付金なんかは、私申し上げるまでもなく、国税三税の総額の二八・九%、このワケをあげなかつたら絶対額が広がらないのですから、自然増収があるからと言ひですけれども、自然増収の分は当然市町村に二八・九%交付になる金なんですから、いろいろな財政需要の基準額に算入した算入したと言ひけれども、それは名前だけですよ。決して交付金の総額がふえているわけじゃないのですから、そういう点をひとつ十分了解をしてもらつて、この補助金等はぜひ減らさないように、むしろ消防力の基準を充実する、維持するといふ——維持するだけでも町村の経常の経費ではとても足りないのですから、いろいろ機材なり施設なりがだんだん古びて消耗していく、そしてまた建築様式の変化

等によつてさらに役に立たなくなつていくといふやうな状態なのですから、ぜひ補助金等は減すどころか、もっともつとふやうにひとつ努力をしていただきたいと思ひます。それからもう一、二点お伺ひしておきたいのでありますが、建築の認可の問題ですね。これは現在では建築関係の建築の許可申請が出た場合には、その許可にあつては消防の意見を聞いた上で許可をするのだといふことになつておるやうですが、そういう合議といふんですか、これは確実に行なわれておりますか。

○松村政府委員 法律によりますと、建築物の新築あるいは増築等にあたりまして、建築関係の役所が許可等を行なひます場合には、消防と協議しなければならぬことになつております。これは建築物ができたあとにおきまして、消防法によりまして火災のおそれのあるやうな建物につきましては、改修をさせたり除去させたりする権限が消防にあるわけですが、それでは不都合を来しますので、事前に消防の見地から見て、建築物の許可等にあつては事後において措置をしないでもよいといふことでやつておるのでございまして、そこで、実際問題としては大事な仕事でございまして、また組織も完備しておりますので、私はむしろ建築関係の役所以上に消防の者は見ておると思ひます。ただ小さな市町村等においては、そういう技術を得ておる消防職員等もあつて、その辺十分に行なわれておるかどうか疑問に思われることも考えられ

ますけれども、重要な都市等におきましては、法律の趣旨にのつとつて十分調査した上、建築関係の役所の協議に依つておることと考えております。○千葉(七)委員 これは大都市といわなくとも、小さな市の消防署でも協議を受けて、そして消防長あるいは消防署長等が調査をして同意、不同意をきめておるのでしょいうが、小さな町や村に行きますと、そういう手續が完全に行なわれていないのではないかと、うやうやな感じがするのです。したがつて、こういうところをこのように隣の建物と密着させて建てて、はたしてい

だるうかといふやうな感じの建築も行なわれておる点もあるやうに感ぜられるのです。したがつて、そういうことはもっと火災の予防上厳格にやるやうに、これは町村のためでもありませんし、國のためでもなく、その建築物の所有者のため、住民のためなんですから、そういう点をもっと嚴重にやる必要があると思ひますが、その点についてはどういふやうにお考えですか。○松村政府委員 これは全く御同感でございまして、先ほど申し上げましたやうに、また、ただいま御指摘のありましたやうに、小さな町村においては十分な措置が行なわれておらないのでございまして、そこを危惧しておるわけでございます。それはやはり消防における必要の技術者の不足といふことに原因があるのではなからうか。そこで私どものほうにいたしまして、各市町村に専門の技術者を置くやうに、あるいは学校の教育課程、学校と申しますのは消防学校、あるいは消防大学校であります、そういう課程における

履修を通じてそういう技術者を身につけるやうにといふことで、現在せつ々努力しておる最中ではございまして。○千葉(七)委員 最後に一点だけ伺つておきたいと思ひますが、日本消防検定協会というのがありますね。この日本消防検定協会はことしから発足するのですか。○松村政府委員 これは昨年の法律改正によりまして、法律の中に規定されてあつたのでございまして。検定協会の発足は昨年の十月一日でございまして、現在に業務を開始したのは本年一月からでございまして。○千葉(七)委員 これは昨年改正になつたのですか。○松村政府委員 昨年の通常国会における改正でございまして。○千葉(七)委員 私は、また消防法の最初の制定の際からこの消防検定協会があつたのかと思つたのですが、それは私の思い違ひでした、この検定協会の任務等につきましては、その仕事を遂行していく上においてはいろいろ問題が予想されないでもないと思ひます。この検定を通らなければ、いろいろな機材等を売買することができないといふやうなこともなるかと思ひますが、えてしてこうしたやうな機関には、好ましからざる事態が発生するおそれから経過から見ても、やうにも考えられず、ひとつそういうことのないやうに、十分注意を持つてこの検定協会の運営には當たつていただきたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。○森田委員長 川村鑑義君。○川村委員 一つ二つ簡単にお聞きしておきたいと思ひます。

いま細谷委員、千葉委員からいろいろ話が出ておつた中にもありました、消防施設強化促進法という消防施設というの、消防庁長官、一体何々をいうのですか。○川合政府委員 消防施設強化促進法に基づきます政令がございまして、それに消防ポンプ自動車、手引動力ポンプ、小型動力ポンプ、火災報知機、消防専用電話装置、防火水槽といふやうに規定されております。○川村委員 いや、私がお聞きしたのは、強化促進法にいう消防施設とは何か、その消防施設の中が國の補助の対象にするのがいまだあつたが、おつたこれ、これだ、と狭めておるわけでしょう。ところが消防施設といふのは、その政令で規定してあるポンプとか二、三のものではないはずで、政令で規定しているのは、その消防施設の中から國の補助対象にするのはこれこれだ、こ

ういふ規定の仕方をしてあると私は読むのです。そうでしょう。そこで、私がお尋ねをしてゐるのは、その強化促進法にいう消防施設とはどういふものをいうか。もつと申し上げますならば、消防といふ目的を達するに於いて施設といふものは一体どういふものがなければならぬか、こういうことなんです。○川合政府委員 お話しのとおりでございまして、消防用施設そのものは市町村の消防に必要な施設でございまして、非常な各般にわたるわけではございまして、ここに書き置きました以外のものゝいたしまして非常に各般のものにわたるといふやうに考えております。○川村委員 おそらく数え上げられないほどの施設を必要とするかもしれま

せん。ただ、都会でなくて、いなかの町村、しかもその町村の町内の義勇消防といわれる諸君が消防のために必要とする施設、それだけ考えても相当なものがあると思はる。その中でどうしてもわれわれが考えて必要だと思ふのは、もちろんポンプ類の一式、それにポンプを入れるところの格納庫、そういうものが必要だと思はる。それに何としても火の見やぐら、こういうものは欠くことのできない施設だと思はる。だから、ポンプだけあつたつて消防の能力をフルに活用することはできない。やはりそれを納めるところの格納庫も必要である。しかも今日では、昔のような、人の力で動かすところのポンプはほとんどなくなつて、みな動力を使つて動かすポンプに変わつておりますから、そういうものを保存し、またそういうものに必要なガソリン等を保存しておくところの格納庫が必要である。それにやはり火の見やぐらというものはどうしても必要な施設ではないか。そこで、この政令で補助対象になつてゐる中に、少なくとも格納庫、火の見やぐらは入れべきである、こういうことをすつと以前にも皆さん方に申し上げてきたと思ひます。また皆さん方のほうもそのとおりだと回答をなさつておる。ところが今日まで相も変わらず、何年になるか知りませんが、この法案ができた日付を見ればわかりますけれども、相変わらずポンプ類だけを国の補助対象にしてある。これは大蔵省に言わせるといろいろ理屈はあるかしれぬ。しかし実際消防を強化していく、消防の使命を果たすということになりますと当然必要なことではないかと思

う。なぜ今日までこの政令の改正を行ない、それに必要な補助をつける、こういうことを進められなかつたのですか、その辺の理由を明らかにしておいていただきたいと思ふ。

○松村政府委員 私もその間のいきさつについてはつまびらかにいたしませうけれども、今日の情勢を考えてみますと、火の見やぐらというのは確かに昔からの火災発見の施設として大事なものでございまして、けれども、これらの状況のもとにおきましては、たとえば火災報知機、電話、そういった方へ進んでいくべきではないかといふふうに私は考えるのでございまして。これは私の予測ですが、そういうようなことで、新しい時代に即応した火災の施設等を消防施設としては今後考えていくことが妥当であつて、決していなかでは火の見やぐらの価値というものは失つておりませんけれども、消防の近代化に即して別な方法で考えていくべきではないか、こういうような考えから火の見やぐらのことはここに挿入しなかつたのではないかと、そういうふうな推測いたしておるわけでございます。

○川村委員 いまのお考えにはちつと賛成しかねるわけですが、なるほど都会においてははいまあなたがおっしゃつたように、近代的な消防施設とは火災報知機等々の進んだ施設を考えなければならぬと思ひます。ところが消防施設に補助を必要とするところは一体どこなんです。これはやはり地方の町村ではないかと思ふ。まだ、御存じのとおりにいわゆる公設の消防署を持つてゐる町村は少ない、ほとんどみ

ないなかの町村に行けば義勇消防にたよつてゐるわけでしょう。そういうところでは、今日まで論議されてきてゐるように、市町村が消防関係の費用を負担してゐるのは非常に大きいわけですね。その中でやはりこういう施設に相当の負担をしてゐる。しかもそれは市町村が負担するのではなくして、その大部分は住民がわがこととしてたぐさの寄付その他によつて消防の充實をはかつてゐる。そういうところが今後何万も出してポンプを買ふときに、せめて三分の一補助してほしい、こういうことを言うでしょう。あるいは火の見やぐらをつくるときに三分の一ぐらいは補助をしてくれないか、こういう必要を叫んでゐるわけですね。そういう地域、そういう市町村が、やはり財政力あるいは住民の生活程度等々から考へて国の補助を必要とするのではないかと、必要としてゐると私は思ふ。また、そういうところに火災報知機とか何とかえらい進んだことをお考えになつても、まだ遠い先の話ではないか。そういう地域がやはり多いといふことを考へて、このせつかくのこういう強化法という法律があつて補助の対象にしてゐるならば、これは消防ポンプだけでなく、そういう必要な施設に補助を出してやる、そういうふうに進むべきではないかと私は思ふ。いかがでございますか。

○松村政府委員 もちろん私も、いなかにおきまして火の見やぐらというものが重要な役割を果たしておることは認めておりますけれども、ただいま申しましたように、国の補助金は非常に限定をされてきておるのでございまして、また先ほどのお話のように、

これからますます補助金というものが厳格に運用されるということになりますので、重要性は認めますけれども、何もこの補助金だけが消防施設の財源ではございません。起債というものもありませんし、また交付税にも消防の経費というものが算入されておるわけでございますから、この火の見やぐらにつきましては、そういう起債等による、あるいは一般財源による市町村の単独事業として私は施設をやつていただきたい、そういうふうな考へるのでございまして。

○川村委員 長官、少し下部の市町村の末端の実態を御存じないようですね。それはもちろんあなたがおっしゃつたように、消防施設に對しての財源措置はある程度あるかもしれない。交付税の中には入つておると考へても、実際末端町村はそういう補助はしません、金は出しませんよ。その点についてはあとで佐野委員からちつと聞きますけれども、そういうような考へ方ではないか。そこで私たちが消防施設税といふ新しい税金をつくつてからのそういう新しい税金をつくつてはどうかといつても、これも賛成をしてない。消防関係の財源は豊富じゃありませんよ。その点をやはりもう少し真剣に考へていただきたい。とにかく皆さん方は、国の補助について大蔵省に遠慮をしておられる。今日までそういう積極的な対策、そういう折衝を十分なされておらないのじゃないか、その感ぜざるを得ないわけです。その点ではもう少し真剣に、やはり地方の住民の負担の問題とか市町村の消防に對するいろいろの財政上の施策等をお考え

させんと、消防は、もちろん自分たちのことを自分たちで守るのであるから、それはやらねばなりませんけれども、それだけではなかなか財政的にたいへんな問題がある。そういう意味で、施設の近代化もなかなか行き悩む。そうすると、国がやはり当然それを見てやるといふことは必要でございまして。何もそれを消極的に考へる必要はないと私は思つてゐる。これはぜひひとつもう少し前向きで考へてもらいたいと思ひます。

○松村政府委員 実はその火の見やぐらに補助金という声は、あまり私聞をなかつたわけでございます。しかしいまお話しのように、日本全国の市町村たくさんあるわけでございますから、市町村によりましては火の見やぐらが非常に重要だ、しかし財政的には恵まれない、こういうところも多からうと思ひます。そこで、その辺の事情を今後十分検討した上で、これは先ほどかのお話のように、補助金問題は非常にむづかしいございましてけれども、ひとつ検討いたしました上でしかるべく大蔵省等に話をしてみたいと思ひます。

○佐野委員 ただいまの川村委員の発言に関連してお聞きしておきたいと思ふのですが、実は交付税である程度の財政需要額を見ておる、こういう御発言もあつたのでお聞きしておきたいと思ふのです。現在交付税法によつて見られる財政需要額と、実際に使つておる消防費と、この間においてどういふ差異が出てまいつておるか、こういう点に對して御検討願ひたいと思ふのですが、たとえば私、ある県の消防課で得た資料によりますと、大体パーセン

テージから申ししてもいま八〇%程度だ、こういうことを具体的にあげておるわけです。そこでひとつお聞きしたいと思ふことは、財政需要額が実際の需要とどのように差が出てきておる。北陸のある一つの県なんです、その県の実情を見てまいりますと、たとえば、この県の人口は百三万人に及んでおるわけですが、交付税において算定されておるのは八十五万人になってきておる。こういうことになってまいります。一つの問題として私は補正の問題があるだろうと思ふますが、特に消防費に対する測定単位の中に人口のみを取り上げて、面積を取り上げていない、こういう中からも一つの問題点が出ておるのじゃないか、かようにも考えます。と同時に、補正といたしましては、態容補正、段階補正並びに寒冷補正と、大体三つの補正がとられておるわけですが、そうした補正のとり方にも一つ問題点を含んでおるのではないかとと思ふわけです、これが一体消防の場合にどういう補正のとり方をしておるか。態容補正あるいは段階補正、積雪寒冷補正、この補正のとり方がどうなっておるか、こういう点を一応御説明していただきたいと思ふます。

○柴田政府委員 交付税法の問題でございますので、私からお答え申し上げます。消防費の補正係数は地方交付税法の中に適用すべき補正係数の種類がきまつておりますが、十三条であります。が、段階補正と態容補正と寒冷補正の三つでございます。人口をとつておりまして、面積をとらないのはおかしいじゃないかというお話でございますが、大体消防行政が行なわれますのは主として人口稠密の地域、したがって人口というものと消防経費というものがほぼ均衡を保つという形から、こういう点に着目いたしまして、人口を測定単位にしておるわけでございます。また、お尋ねの実態と基準財政需要額との間が非常に違ふんじゃないかというお話でございますが、これは交付税の性質上、そのところによりまして、消防に極度の重点を置いておりますところもあれば、またそれほどでもないもので、その財源をほかへ回しておるというところもあるかと思ふのでございます。全体的にながめましますと、大体三十七年度の決算でございますが、消防費に使われました一般財源は約四百億弱であります。これに對しては基準財政需要額も四百億ちょつと額を出したくらいであります。消防費に使われました一般財源と、消防費に關します基準財政需要額とのほぼ見合つておるというふうに思ふのであります。もちろん個々の市町村につきましてもいろいろ不均衡な点が出てまいつておるかもしれませんが、なお実態等よく検討いたしまして、その間の事情を分析し、理由のあるものにつきましても直すようにつとめてまいりたい、かように考えております。

○佐野委員 私は、交付税法の中で、もつと具体的に掘り下げてお聞きしたいと思ふわけなんです、ただ、本日もう少し確かめておきたいと思ふことは、いま昭和三十八年度で交付税が人口一人当たり四百四十七円、こういうぐあいにきめられておる。積算の基礎そのものにつきましても、いづれまた検討していただきたいと思ふます。

が、そうじゃないで、私のいま指摘いたしたいのは、こうした交付税によつて財政需要額が決定されておるけれども、一つの県の中で実態を見てまいりますと、人口百三万人に對して八十五万人に算定されておる。このことは補正によつてこういう形が出てきておるのだらうと思ふのです。そうした場合におきまして、たとえば面積を取り上げられていないということも一つの大きな原因になってくるんじゃないか。たとえば消防分団の数を見てまいりますと、この面積による広い、狭いという關係によつて非常に経費が違つてくるんじゃないか。農村地帯におきまして、あるいは地方におきまして非常に面積が広い、分散部落を多く持つておる。だから消防分団の数も多くなつてくる。そこに経費というものは当然見られなくちゃならない。そういうものが捕捉されておるというところに問題が出てきておるのではないかと。どうしてもやはり面積を加味することによつて実態に近寄つてまいるのはないか、こういうことも考えるわけですか。態容補正の場合におきまして人口急増補正がとられておる。しかしながら、逆に農村關係を見てまいりますと、青少年の働き手が消防団から抜けていく。そういう人手不足というものは、構造変化の結果もたらされておる。そうすると人口が激減をする、そのことがやはり補正の対象となつていかなければならぬんじゃないか。片方においては人口が急増するからいろいろな需要額が出てまいる。片方においては人口が激減することによつてやはり経費というものが割増しになつてくる。こういうことがやはり考えられ

なければならぬんじゃないかという点が一考えられるし、それから態容補正の場合におきまして二十種に分かれておると思ふます。その二十種に区分された当時と、今日における実態というものの、特に消防に關しましては非常に實際と合わない面が出てきておるんじゃないか、こういう点も感ずるわけですか。それから積雪補正にいたしましても、たとえばこの県の白書を見てまいりますと、二十戸、三十戸の分散部落が八百にも及んでおる。ところが實際においてそういう分散部落は積雪の中に閉じ込められる。しかもその中におけるところの小型消防ポンプ、これが五〇%しか充足されていない。ですから警署の中において、積雪の中においてそういうところに火災が発生すれば処置なしだ。全く手の打ちようがないという中に置かれておるわけです。そういう場合に、積雪地帯に對する補正というものは一体どう見込まれておるかということになつてくるんじゃないか。そこに財政需要が非常に大きく出てまいつておる。しかるにかかわらず、人口が百三万であるのかかわらず八十五万と算定されてくる。それと同時に決算面を見てまいりますと、財政需要額が八割程度しか充足されていない。もし補正が完全に行なわれるとするならば、ある程度までそういう財政需要額というものを把握することができるといふんじゃないか、こういう点も考えますので、そういう点に對して、一体どういうぐあいにいま考へておられるかということ等を、消防庁長官並びに財政局の立場において一応お聞かせ願ひたいと思ふます。

○柴田政府委員 私どもは消防費の実態を勘案いたしますと、先ほど申し上げましたように、大体消防費に使われております實際の一般財源と基準財政需要額との間においてはさしたる差がない、大体全体としては消防關係の経費は、いろいろ問題は具体的にございまして、いろいろな問題も、基準財政需要額という観点から見れば、ほかの経費に比べてまづれば、非常によく見られておるというように実は考へておるわけでございます。先ほど来お話がございまして人口が割減になるというのは、段階補正のしからしめるところでございまして、単位費用は人口段階十萬の都市を基準に置いております關係上、それ以上の人口になつてまいりますと、どうしても経費が割安になることは明らかでありまして、その部分の補正が働いてくる結果であらうと思ふのであります。したがつて、また逆の場合は、小さな町村にいきますと、段階補正が働きますと割高になつてまいるわけでございます。

なお、態容補正につきましても、おっしゃるような問題がございしますので、全般的に計画的に再検討をすることとし、三年計画でこれを実施してまいつておりますが、これは十種地以下について、態容差をなくすという方向でいつております。昭和三十一年度で大体この作業が完成することになるうかとと思ふのであります。また、積雪寒冷補正でございますが、これは寒冷地手当等を中心に見ておるわけでございますが、お話の雪寒地帯におきましますところの火災の場合におきましては、問題はむしろ私どもは消防費の問題として扱うよりか、道路費の問題で扱うべ

なればならぬんじゃないかという点が一考えられるし、それから態容補正の場合におきまして二十種に分かれておると思ふます。その二十種に区分された当時と、今日における実態というものの、特に消防に關しましては非常に實際と合わない面が出てきておるんじゃないか、こういう点も感ずるわけですか。それから積雪補正にいたしましても、たとえばこの県の白書を見てまいりますと、二十戸、三十戸の分散部落が八百にも及んでおる。ところが實際においてそういう分散部落は積雪の中に閉じ込められる。しかもその中におけるところの小型消防ポンプ、これが五〇%しか充足されていない。ですから警署の中において、積雪の中においてそういうところに火災が発生すれば処置なしだ。全く手の打ちようがないという中に置かれておるわけです。そういう場合に、積雪地帯に對する補正というものは一体どう見込まれておるかということになつてくるんじゃないか。そこに財政需要が非常に大きく出てまいつておる。しかるにかかわらず、人口が百三万であるのかかわらず八十五万と算定されてくる。それと同時に決算面を見てまいりますと、財政需要額が八割程度しか充足されていない。もし補正が完全に行なわれるとするならば、ある程度までそういう財政需要額というものを把握することができるといふんじゃないか、こういう点も考えますので、そういう点に對して、一体どういうぐあいにいま考へておられるかということ等を、消防庁長官並びに財政局の立場において一応お聞かせ願ひたいと思ふます。

なればならぬんじゃないかという点が一考えられるし、それから態容補正の場合におきまして二十種に分かれておると思ふます。その二十種に区分された当時と、今日における実態というものの、特に消防に關しましては非常に實際と合わない面が出てきておるんじゃないか、こういう点も感ずるわけですか。それから積雪補正にいたしましても、たとえばこの県の白書を見てまいりますと、二十戸、三十戸の分散部落が八百にも及んでおる。ところが實際においてそういう分散部落は積雪の中に閉じ込められる。しかもその中におけるところの小型消防ポンプ、これが五〇%しか充足されていない。ですから警署の中において、積雪の中においてそういうところに火災が発生すれば処置なしだ。全く手の打ちようがないという中に置かれておるわけです。そういう場合に、積雪地帯に對する補正というものは一体どう見込まれておるかということになつてくるんじゃないか。そこに財政需要が非常に大きく出てまいつておる。しかるにかかわらず、人口が百三万であるのかかわらず八十五万と算定されてくる。それと同時に決算面を見てまいりますと、財政需要額が八割程度しか充足されていない。もし補正が完全に行なわれるとするならば、ある程度までそういう財政需要額というものを把握することができるといふんじゃないか、こういう点も考えますので、そういう点に對して、一体どういうぐあいにいま考へておられるかということ等を、消防庁長官並びに財政局の立場において一応お聞かせ願ひたいと思ふます。

きではないか、道路の除雪費を中心に考えたほうがよくはないかという考え方を持っております。

○松村政府委員 大体、財政局長と同じ見解でございますが、現在、補正の問題につきましては、消防のほうとして財政当局のほうへ意見を申し上げておるのでございます。特に、人口三、四万、その辺の市町村が補正によって非常に大変な状況に陥つておられるところがございます。割合が悪い、こういうような状況に陥つておられるところ、その点につきましては、財政局のほうへ、今後直してもらうように交渉しておりますが、他の点におきましては財政局長と全く同じように考えております。

○佐野委員 非常に時間がおそくなっておりますので、長官もお見えになっておりますから一言だけ。

消防庁長官に、そういう積雪地帯に火災が起こる、しかもそういう地帯は概して分散部落をたくさん持つておる。二十戸、三十戸、こういうものは一つの県を見てもいろいろと八百万戸に上つておる。そういうところ、火災が起ると、ほとんど手がつけられない。うっちゃっておくよりしょうがない。しかも、雪寒道路法によつてもそういうところは除雪の対象になつていません。そういう中において消防力を常備しなければならぬということに對して、やはり現在のようになんか五〇％の充足率をもつてはたいへんな問題が起るのではないかと、もう一つは、やはり川村委員がいま御指摘になりましたように、交付税そのものが財政需要額に満たない貧弱なものである。こ

れは現在における財政需要からくるのでしようけれども、そういう中で補正の問題が非常に不合理な面をいまだに露呈してきておる。ですから交付税による補正に對しては、根本的な検討をお願いしたい。こと、もう一つは、そうした一般財源だけではなくて、たとえば単独事業によつてまかなわれているものが、昭和三十七年度におきまして三千七百八十万円ある。それから損害保険会社における引き受けが十二億五千万円。それから災害共済会関係におきまして八億九千万円、それから自治協会関係の引き受けが一億八千万七百万円。こういう数字を見てもいりますとき、町村消防に對する財源として、こういう点に對しては一体もう少しで考えなくちゃならないのじゃないか。町村の固有の事務として町村消防を現実に維持していくために、いまだとられていた交付税による一般財源とこの特殊な補助金を別といたしまして、もう一般単独起債がわずかに三千七百万円、保険会社の引き受けが十二億円に達しておる。その他の共済関係の基金を流用しなくちゃならない。そういうことをしなければ消防を維持していくことができない。こういうのはやはり一つの要則的な行き方ではないか。

やはり川村委員がいま指摘されているように、消防施設税というものの、損保会社が税の公平から考えましても、理論的にもすっきり筋が通つておるのじゃないか。こういうことも考えられます。で、これらの点に對して消防庁とし

てどのように一体考えておられるのか。それから、財政局長としても、こういう損保の引き受けによつて十二億円、一般単独起債が三千七百万円という三十七年度の決算を見て、一体どういふことを内部で考えておられるか。やはり自治省におきましても、消防施設税というものを、あるいは地方制度調査会においても一応取り上げられておる、この問題をもつと具体化していく、こういう努力が必要じゃないかと思うのですが、これらに對する所見も伺つておきたいと思ひます。

○松村政府委員 消防の経費の補正の問題につきましては、今後とも実情を調査し、関係者の意見を聞きまして上で、財政当局のほうと話し合ひを進めたいと思ひます。

起債につきましては、これも、いまお話しのように、私も消防庁としましては、損保にたよるとかあるいは市町村関係の共済の金にたよるとか、こういうことでなくて、一般の起債のワケからいってもよろうに、これは毎年毎年財政当局のほうに交渉をいたしておるのでございますが、残念ながら所期の目的を達しておらないのでございます。

施設税の問題につきましては、ここ何年かの間いろいろ議論がございまして、今日でもこれにつきましてもいろいろ問題もあるようでございまして、これは税務当局の所管でございまして、私として別に意見を申し上げるまでに至りませんが、問題点として考慮していきたいと思ひますけれども、この税につきましてもいろいろ問題があるようで、実現にはなかなかむずかしい問題があるように伺つております。

○柴田政府委員 消防起債の問題につきましては、単独事業全般についてこの起債のワケが小さいのじゃないか、こういう問題に關連するわけでございまして、地方債計画の中の単独事業につきましては、実は御承知のように数年来地方債の公債費累増という事実が地方財政を非常に圧迫しているという事実がありまして、これを是正する意味におきまして一般会計の地方債の額というのを極度に押さえてきたその経緯が今日までできておるのであります。私も、最近の変動する地方財政というものを考えます場合には、こういう単独事業をはじめとする一般会計の地方債というもののあり方につきましては、いささか反省をする必要があるのじゃないかというふうに思ひます。直に申しまして考えておるわけでございまして、ただ、實際問題として損保その他の地方債を引き受けていただいておられますのは、先般お話ししたたいたした消防施設税というものの一種のかね合ひ的な、代替的な意味もあつて、消防関係の起債を優先的に損保関係で引き受ける、こういう措置をとっておるわけでございまして、この措置がいか悪いかという問題は、別途検討する余地がございまして、別々だけれども、しかしながら損保、共済というものと消防というものの関連から見まして、起債のワケをこういう方向で広げていくということにつきましては、別段おかしいことじゃないだろうと思ひます。

○江口(俊)政府委員 いままで一回も事例がございまして、仮定のことになるわけでございしますが、緊急事態の種類にもよろうかと考えます。絶対消

関係各省間におきましてなかなか話がまとまりません。今日までなお政府部内におきましては、ペンディングのまま残つておるわけでございまして、考え方としては一つの考え方でありまして、私どももいたしましては、なお今後ともその内容を検討いたしまして、何とかそういう方向の財源を考えたい、こういうつもりでおる次第でございます。

○川村委員 警察庁長官お見えになっておりますから、一言お聞きしておきましても、警察法が昭和二十九年に制定されてから、警察法に規定する、第六章にございまして緊急事態の発動は、なされたことではないかと私は思ふのですけれども、そうでございまいしょうか。

○江口(俊)政府委員 手元に資料はございせんけれども、私の記憶におきましてもそういうことは一回もないと思ひます。

○川村委員 仮定のことを申し上げてまことに恐縮ですが、もしも、この警察法の第六章にいう緊急事態の発動を行なわねばならぬというふうなところでもない事態が起つたとき、そういうことがあつてはならぬと思ひますけれども、そういう場合に、警察はこの消防団にいわゆる協力を求める考え方が起つてくるのでしょうか。あるいはそういうことはこれから考えても許されないというふうな解釈が成り立つのでしょうか。この辺ひとつお聞かせいただきます。

防の応援を求めないたてまえだということも言い切れませんし、また、そういう場合は必ず消防の応援を決めるということも今日の場合は言い切れないと思います。

○川村委員 そこで次の問題についてはっきりひとつ見解を示しておいていただきたいと思ひます。ここに、私をして言わしめれば、たいへん驚くべき一つの資料があるわけです。「協約第何号、消防組織法第二十四条第一項の精神に則り新潟県公安委員会」とこれはおそろしく〇〇市町村消防長とでも中に入るのであります。空白になっておる。「新潟県公安委員会」と〇〇は騒じょう災害等の緊急事態に際し消防が警察に援助協力することに関し別紙の協定を締結し誠実に履行するものとす。昭和三十九年〇月〇日、新潟県公安委員会」として、七項目にわたる援助協定要領を定めた援助協定が定められようとしております。これを長官御存じでございませうか。

○江口(後)政府委員 ただいまこれが問題になっておるといふことで、いま聞いたところでございます。

○川村委員 消防庁長官にお聞きしますけれども、「消防組織法第二十四条第一項の精神に則り」というように新潟県公安委員会がみずから解釈をくだして、いまの協定書を結ぼうとしております。消防組織法第二十四条の第一項は、もちろん消防と警察の協力をすべきであるといふことをうたつておるのには申し上げるまでもないことですが、消防が警察に協力し得る業務の範囲というものは、私はおのずから限界があると思ひます。それは消防組織法第一條、消防法第一條等のその目的から

して、これは一つの限界がやはりあると思う。先ほど申し上げましたように、警察庁長官からは、具体的な事例によらなければ明確な回答ができない、というお話でありましたけれども、消防団、消防としては、私は、警察法にいうところの非常事態の発動等について、その協力する限界があると思ひます。いま新潟県公安委員会がこういうような協定書を結ぼうとしておるが、騒擾事件、これもどういふ内容か、それも大小ありまじやうけれども、騒擾事件等公安委員会がこのように消防団は誠実に協力せよといううなときに、消防団としては協力を結すべきものかどうか、まず長官のお考えをひとつお聞きしたいと思ひます。

○松村政府委員 消防組織法によりますれば、国民の生命、身体、財産を守るためには消防と警察とが相互に協力しなければならぬという規定がございます。したがいまして、先ほどここでお話が出ましたが、主としては水害とか風害とか地震とか火災、こういう場合でございますが、しかしそれだけでなく、そのほかにも、たとえばいまだのような騒擾といふことが適当かどうか私存じませんが、非常に人為的な動乱といふものがあつて、国民の生命、身体、財産に危害が及ぶ、そういう段階にきた場合に、消防は国民の生命、身体、財産を守るために警察力だけではそれができないような場合に協力をする義務が第二十四条によつてある、こういうふうな解釈しておるわけでございます。

○川村委員 たいへんな解釈であります。そのような拡張解釈が許されますか。そのような拡張解釈が許されますか。これは大問題だと私は思ふ。二十四条の第一、二項においてさへも、地震、颶風、水災等の非常事態の場合に「等」と書いてある。この消防組織法にいう「等の非常事態の場合」というのは、地震、台風、水災、もつと広げて言ふならば災害基本法でいうところのこういう自然災害、こういう事態に基づく非常災害だと解釈しなければならぬと思ふ。あなたのような解釈をするといふことになる、消防団の使命、任務といふものを逸脱する。もつと言ふならば自衛隊と同じような解釈になりはしませんか。長官、これはたいへんなことだと思ひますよ。

○松村政府委員 主としてはそういう自然災害の場合でございますが、しかし、具体的場合に、国民の生命、身体、財産に危害が及ぶ、こういう場合においては、警察と消防とが協力する義務が第二十四条によつてある、こういううな、これは法律ができた当初から、そういう解釈でやつてきておるわけでございます。

○川村委員 大臣もひとつお聞きになつていただきたい。警察庁長官、いま消防庁のほうで非常に幅の広い解釈をなさつたのですが、そこでもう一ぺん、私、援助協定の要領に基づいて長官の見解をお聞きしたいと思ひます。まず一番に疑問になるのは、新潟県公安委員会が、みずからの署名によつて、消防組織法第二十四条第一項の精神にのっとり、どここの消防長は騒擾、災害等の緊急事態に対し、消防が警察に援助協力することに關し別紙の協定を締結し、誠実に履行するものとするという協定でありますから、公安委員会と消防長の両方がみずから署名が

なければならぬと思ふのです。この協約の生まれてきておる真意がよくわかりません。それはそれとして、そこで協定要領の第一、「騒じょう暴動あるいはこれに準ずる集団的不法行為又は大規模の災害等が発生して警察がその鎮圧処理に從事し一般の警備が不足を生じた時は新潟県公安委員会は消防長に対して消防団の援助協力を請求することができ、これが第一でありま

す。そこで私たちがもしも自然災害、火災等で、いわゆる大規模な災害等で警察が警察行動において人手不足である等々の理由で、消防団が警察の職責遂行に向かつて協力する、あるいは二十四条に言うように消防団の仕事に対して警察が協力をする、そういうことはあり得ると思ふのです。ところが「騒じょう暴動あるいはこれに準ずる集団的不法行為」というものを明記をして、「消防団の援助協力を請求すること」ができる。となつておる。警察庁長官、これは警察庁として、こういうこととの協力要請が可能でありまじやうか。これは私は警察としても、おそろしく警察の立場からしては、こういうことを消防団に協力を要請されると思ひないのをごさいますけれども、御見解いかがでございませうか。

○江口(後)政府委員 暴動とか緊急事態だとかいふことをまつ先に出してきておるというところについては、いかにかと思ひますけれども、手元の資料によりますと、昭和二十四年の七月十五日に、当時警察は国警、自警と言つておりましたが、国家地方警察本部と消防との間に、やはりそういうことも協定の内容になるという意思を統一して自來今日までに及んでおります

が、現実には、協定は結んでおりますけれども、これを発動したことはございせん。

○川村委員 私がお聞きしたいのは、いま援助協定の第一項に明記してあるような事項について、警察としてそういうような援助協力を消防団に、あるいは消防庁と申しまじやうか、そういうものを請求することが一体できるかどうか。こういう根本的な考え方を聞きしていただくのです。なぜそういうことをお聞きするかと申しますと、くどくなるようでありますけれども、消防組織法によつて消防とは明記してある。また消防法によつて、こういう目的でこの法律は制定されるんだと書いてある。そういう法律に基づいて消防といふものが存在し、消防活動をするわけですから、消防といふものは自衛隊みたいに、内乱が起つたりあるいはおそろしく騒擾事件が起つたときに出向いていくところのそういう使命といふもの、あるいは法的根拠といふものはこれは与えられていないと私は思ひます。これが与えられるとなつたらたいへんであります。なぜ私がこういふことをお尋ねしておるか申しますと、今度の消防組織法の一部改正で、いわゆる消防団員で長い間勤務したような人たちは退職報償金を出そうとしておる。これとも関係あるわけなんです。もしもこれに出動されるようなそういう消防団であつたら、十年勤めて退職報償金何万といううなそういうものでは済まされまじやう。消防庁長官、それでよろしいですか。

○松村政府委員 これはただその協定の内容というものが問題でございまして、消防が国民の生命、身体、財産を守る

ためにという場合の判断あるいは警察から応援を求められたときの出動の命令、そういうことは一切消防当局の判断に基づいて行動することになっておりまして、そういう趣旨をそれたような内容でございまして、これはもちろんその法律の範囲を脱するものでございまして。

○川村委員 それでは長官、いま私が読みました「騒ぎよう暴動あるいはこれに準ずる集団的不法行為又は大規模の災害等が発生して警察がその鎮圧処理に従事し一般の警備が不足を生じた時は新潟県公安委員会は消防長に対して消防団の援助協力を請求することが出来る。」このことについてあなたはどう解釈されますか。

○松村政府委員 その文言につきましてははなはだ適当でないと考えております。昭和二十四年の警察、消防両当局の話し合いでは、緊急事態といううなことは使っておりまして、趣旨は自然的災害あるいは人為的な災害に於いて具体的に国民の生命、身体、財産が危機に瀕するという場合に、警察の力だけでは何ともいたしかねる、応援を求めざるを得ない、そういううなときに限って応援を求めるというような意味の文章であります。これは昭和二十四年の趣旨に沿うわけでございますが、いま読み上げられた文章というものはなはだ適当な表現ではない、こういうふうな考えです。

○江口俊政府委員 昭和二十四年の協定と申しますか、意思統一におきまして、これは違ひますけれども、緊急の事態云々の場合は「警察は、消防の援助及び協力を求めることができる。」と「求める」ということばは違ひますけれども、同じなわけでありまして、ただ、問題は、そのあと、求めた場合にその請求に応じなければならぬというところが違ひておるのであります。それに應ずるかいなかと

うのは消防のほうの責任者の判断によるというのが、いままでの私たちの考え方でございます。今度の場合におきましても、新潟県におきましては、いままでの考え方とつり合ひな拡張的なことがありまして、私たち命令権はもちろんだが、いまだに命令権は、調整という機能におきまして、こういうものをある程度訂正することにつきましてはやぶさかでございます。

○川村委員 あと二項、三項、四項はいろいろその出動の手続等書いておるのであります。ここで一々読み上げる必要はないと思ひますが、いま私が申し上げました第一項だけを考へてみても、そういう明文になっておるし、しかも先ほど読みましたように本文において「消防が警察に援助協力することに別紙の協定を締結し、誠実に履行するものとする。」こうなっておりますから、いま警察長官がお答えになったような、そういう意味合いで

はこれはなくなっている。そういうことになりまして、この新潟県公安委員会のいまつくろうとしておる援助協定は、これはよほど注意していかなければたいへんな問題になるだろうと思ひのであります。

新しい大臣にお聞きいたしますけれども、いま警察長官及び消防長官のほうからお話がありました、あなたの新潟県の公安委員会に対し、こういうものに取り扱いに對して善処、指導していただくような御意思がございまして、お聞きしたいと思ひます。

○赤澤国務大臣 さつきもちと申しましたように、私も消防をやっております。戦前も警察の指揮監督は受けなかつたが、しかし消防を詳しく御承知なら筆頭と申すものを御存じだと思ふのだが、一年間の状況を見て功績があれば、警察部長がどここの消防団を表彰するというのが筆頭を、つまり消防団旗に一つのピラをもちうということがたいへんな名譽でした。そして、たいへん喜んだような時代があつたわけですね。しかし、いまでも同じだと思ひますけれども、実は消防も警察も別々で私に直屬しておるといふことを、私さう就任いたしましたが発見したわけでございまして、それが何か仲間割れしているような印象をいまの御質問で何かお感じ取りになつたわけなんです。しかし、言うまでもなく消防と警察はそれぞれ任務が違ふといふのは当たりまえのことでございます。ですからこの消防法にきめてあるものがいたずらに拡張解釈されて、

自衛隊もどきに暴動鎮圧に消防団が出かけるというのも異なるものでし、やはり警察官は警察官としての職務は守るんだが、ただ実際現場でこうして消防に従事してございまして、一番困つておることは、だんだん若い人たちが農村なんかにはいなくなりまして、消防団員というものはやつと若い者を全部かり出してどうにかまかなつておるというふうな実情です。それでも足りな

いでしょう。ところが、山の中で雪のために登山者が行くえ不明になつた、さあ探さなければならぬということになると、まず消防の手をかりる。便利屋みたいに消防団というものが使われておるのが実情なんです。たとえば山の中に犯人が逃げ込んで、警察官では手に負えぬから速急きにしてみるといううなことをやるわけなんです。ですから、末端では、たとえばいまここで人がおぼれておるといふ場合、そういうところへまず飛び込むのは、警察官は飛び込まなければならぬが、消防もたゞそこへはと見ておるわけにまゐりませんから、お手伝いしましょうというのが、これは現地ではあたりまえのこととして受け取られておるといふことなんです。

しかしいま新潟県の例をおしやいましたが、これはいま初めてここで聞いたんです。これは消防並びに警察の職務の上で何か混着があるんじゃないか。私もそういうことがあるもんかな。いまお読みになつたとおりであるとすると、私の立場としてははなはだ異なるものと考えざるを得ません。ですが、私はこれを判断いたしました。いま両長官とも行き過ぎであるといふことを申し述べておるわけござ

いますから、なお、そういう事実がありとするならば、嚴重に調査もいたしまして、そして本来の任務に立ち返るよう措置をしなければならぬと考えております。

○川村委員 大臣が前段におっしゃいました犯人の捜査に地元消防団員の諸君がみずからはつびを着て、制服を着て協力をする、これは当然のことでございます。別にとかく言う必要はありません。これは当然やらなければならぬ。消防長官の言うように災害等の大きな問題が起こつたときに、あるいはそのほか何か人命を守るに警察と協力する、それはあると思ふ。しかしいま新潟県の公安委員会が制定しようとしておる第一項等の考え方というの、これはいままでだんだんお話になつておる事例とはずいぶん違ふ。そこに問題がある。私がなぜかういふことを申し上げておるかというと、先ほども申し上げましたように消防団、いわゆる消防署等に専任消防として働いておる諸君もおります。しかし地方に参りますと、ほとんど義勇消防であります。義勇消防の諸君は、別に月給もらつておるわけではない。またこれが地方公務員とかあるいは国家公務員とか、そういうような資格、身分を持つておる諸君でもない。何か火災あるいは水害等があつたときにゆる消防団として、その構成員として活躍をしてくれる諸君であります。もしもこの新潟県のような、こういう協力によつて言うならば義務づけられておるというふうになりまして、あつてはなりませんけれども、騒擾事件等に巻き込まれていたら一体その消防団員はどうなる。まさかの場合に

その補償が一体あるかどうか、これはまた大きな問題になってまいります。

災害補償基金というようなものがあつたつて、これは決して追つてくものじやありません、現在の基準でいけば……。しかもこれはあとでまたよく調査していただきますけれども、四項として「消防団員の行うべき職務の範囲は官公衙、金融機関、鉄道、通信、電気、水道、がす等公共重要施設」の警備、巡ら、交通整理、こういうようなあらゆることを想定してやれ、ただしには暴徒の鎮圧、逮捕は原則として行なわれない——もちろん消防団が逮捕なんてできつこない、あたりまえです。鎮圧逮捕は原則として行なわれない。ただし現場において警察官から援助の請求があつたときはこれに応じなければならぬ。こういうことを明記してあります。私がいま申し上げておるのは、消防団員の諸君が、その本来の使命あるいは消防団員というその人の身分、そういうことを考えてこのことを言つてゐるわけです。こういう点はよくひとつお考えいただきまして、ぜひ委員長長のほう、自治省大臣のほうから至急に指導をしていただかなければ、たいへんなやまをおかすのではないかと憂慮しますから、最後に一言希望意見を述べてお願いしておきたいと思ひます。

○森田委員長 安井吉典君。

○安井委員 いまの問題でありませんが、これは新潟県の公安委員会の発意によるものですか、警察庁がこういうふうな御指導をされてゐるのか、あるいは消防庁が全国的にこういうふうな指導をされてゐるのか、その点ちよつとはつきりさせておく必要があるのではないかとと思ひますが、いかがですか。

○江口(後)政府委員 警察庁としての立場をお答えいたしますが、昭和二十四年の七月十五日に警察と消防とは二十四条の規定に基づいて、中央においてはこういう意思統一をしたというところを流しただけで、そういうものをつくれというようなことはその後一切指導いたしてありません。

○松村政府委員 消防庁も、二十四年の通達以外には何らいたしておりません。

○安井委員 二十四年七月十五日の通達を、ひとつあとで資料で御提出いただきたいと思ひます。

この問題はいま川村委員からお話があった、それでもう大体尽きてゐると思ひます。私もこれをこの間入手いたしまして、部会の中にもいろいろ検討いたしまして、これはもうたいへんなことだ、こういうことになつて、きょう政府の御意見を伺つたところが、これは間違ひだからという御見解が発表されましたので、大体それ以上は今後の御指導の結果を見てからというところにいたしたいと思ふのですが、どうでしょう。いま全国的にこういうたような協定が結ばれてゐるのかないのか、それをひとつ伺ひます。

○江口(後)政府委員 ここに数字はございせんけれども、全市町村には及んでいないようであります。たぶん半分くらいいじやなからうか、こう思つております。

○安井委員 消防庁のほうはどうですか。

○松村政府委員 消防庁は、いまの新潟県の問題をつい最近聞きまして、新

潟県庁の消防当事者が、これはぐあいが悪いからという返事を与えた、こういうことを聞いておりますけれども、そのほかには一切聞いておりません。

○安井委員 警察庁長官のいまのお話ですと、半分くらいは一応協定があるというふうなことでありますが、どうですか、こういう心配はありませんか。こういった内容を盛つたものはありせんか。

○江口(後)政府委員 半分であるか、半分以下であるか、その数字は先ほど申し上げたようにはつきりいたしません、二十四年に通達を出してありますので、これに準拠してつくつたところはつくつておるものだと思います。一つ一つ取り寄せて検討しております。その中で、何とも申し上げかねますが、ほとんど同じようなものができておると思ひます。

二十四年の通達を御参考のためにちよつと初めのほうだけ読み上げますと「なお、本件は警察が消防にこれを強要するとか、消防を警察に従属せしめようとするが如き趣旨でないことは勿論、各地方において相互の完全なる理解の下に取り運ぶべきものであつて、これが運営に當つては別添注意事項参照濫用の弊に陥らないよう慎重を期せられたい」というのがその文言でございしますから、その精神にのつた中身があるわけでありませう。

○安井委員 この協定などは、いま川村さんが言われましたけれども、たとえば騒擾の問題にいたしましても暴動その他の問題、それが暴動か騒擾かという認定にしても、これは全部警察がやるわけですか。警察が申し出をすれば、一番初めの、前文にあります「誠実に

履行するものとする」ということで消防は必ずやらなければいけない。消防が警察に隷属するという形がこういう申からもうはつきり出てくるわけですか。だから私は、一番最初の消防庁長官のいろいろなお答えが、どうも何か箇切の悪いお答えであつたのに心配をするわけですか。やはり消防は自然たる態度を持つてもらわなくてはならないと私は思ひます。大臣が、国家公安委員長と自治

大臣として消防庁を統轄する立場とてのう初めでおわかりになつたという御発言が先ほどありましたが、これは私は非常に重大な問題だと思ひます。重大な問題だという意味は、昔内務省という役所の中で、それが一緒だつたわけですか。そういう中で、消防は警察に隷属されてゐた。そういう中から初めて自治体警察という姿をこの消防組織法がつくり上げたわけですか。あくまで警察と消防とは別個の立場で別個の任務を負う。なるほどその任務の内容においては似てゐる面はあります。ありますけれども、そういうことで郷土防護という面を消防組織法の第一条ははつきり掲げてゐるわけですか。こういうふうな実態の中で、いまさら警察としての任務の中に入り込んでいくという姿は当然ないわけですか。そういうふうな法体系の基本的な考えを、やはりこの際はつきりしてもらわなければいけないということ。

それからもう一つは、消防団の仕事は、いわゆるかけつけ消防です。これは大臣、先ほどから幾度も繰り返されてゐるような立場で、働き手がみんな町へ行ってしまつて団員になり手がなない、そういう事態です。騒擾の中に巻き込まれて事故でも起こしたらいへ

んなことですよ。これは財政的な基礎もない。今度やつと、いまここで審議してゐる法律で、十年や十五年つとめたら幾らかごほうびを出そうじやないか、そこまできている段階ですよ。それをこういうものの中に巻き込もうとするかまゑにきわめて問題があると思ふわけですよ。大臣、就任早々のところに非常にいい問題が出てきたわけですが、この二つの区切りをはつきりさせていただかなければならないと思ふわけですか。いかがですか。

○赤澤国務大臣 私は実はここで議論を聞いておつて全く錯覚じゃないかと思ふのですが、昔から水消防というものは、火事なんかの際には、これは現地に立つて消防を指示するのには、警察の指揮は受けなかつたわけですか。これは団長の責任においてあくまでやつたものです。が、しかし扱ひまする事の性質上、末端のほうでは警察とちよつと親類づきあひします。これはどの消防でもそういうことだと思ふんですよ。しかし職務権限というのは違います。ですから私さつきから言うことは、何か片つ方が片つ方を指揮するよ

うな協約を結んで、これをくくろうというふうなことが書いてあるやに私は承つたわけなんです、これはお互ひにそういう親類関係でつき合はしておけばいいことであつて、それを何か規約みたいなものでくくりつけておこうなどということは、私いま初めて聞いて、そんなことがあるだろうかと思つたくらいでございますから、よく調査いたしまして、こういう誤解が起らないようにいたしたいと思つておりますから、しばらくお待ちを願ひます。

○安井委員 それは総額は伸びますよ。それはそれだけ国だって仕事がある。えているし、市町村だって行政水準の全体的な向上のための費用が要るわけですよ。要るために伸びるわけです。しかし国がたんぱなほうから出しているものを減らすのですから、その分だけはやはり交付税をふやしてやるということなら、まだ話が通らないわけじゃありません。どうでしょう、大臣。いまの問答の中から、あなたが引き受けになりました消防の仕事というのは、実にみじめな財政状態の中に置かれておるという事態はおわかりになっておると思うのでありますが、こういうふうな事態を直さない限りは、私どもは消防の前進なんかあり得ないと考えます。きょうのこの法案

で、十年以上つとめた人に幾らか退職金を増してあげようというような、そういう法案の問題よりも、根本問題は私はそこにあると思う。やはりこれは大臣、最初につかりましたこの法案の御審議の機会に、重大な御決意を持ってお当たりにならなければ、これはたいへんなことになると思います。いまだつて十分でないですよ。それをいまの大蔵省のようなお考え方なら、これは来年はたいへんですよ。特に消防の基礎は財源問題ですから、大臣の御決意のほどをひとつ伺っておきたいと思ひます。

○赤澤國務大臣 地方の消防の実情は、私もよく承知しておるわけなんです、実際困つておりますね。おつしやとおります。私どものところでも同じことです。しかし、ただいまちよつと話がありましたが、この施設整備のために、目的税的なものを別に創設したらとおつしやつたような氣もいたしたけれども、そう新税を創設する時期でも、またすべきでもないと思ひます。結局どうすればいいかというところは、地方団体に因るほうでもう少し手厚くめんどろを見るよりほか方法がないのじやないか。しかし私も今度は責任ある衝に立つことになりましたので、事態はよくわかつておりますので、善処をいたしたいと思ひます。

○安井委員 少し決意の表明が弱過ぎるような氣がするのでありますが、いま御就任早々だからということのごさいますので、さらに申しませんけれども、これはやはり重大な御決意を持つて当たつていただかなければならぬ問題だということをばつきり申し上げ

ておきます。

なお大臣に、これからの消防に対する御指導の際に、ぜひ御配慮を願いたいと私考えますのは、この火災の実態と消防の現況についての統計なんか見えて、最近火事のために死ぬ人が非常にふえているという問題です。昭和三十一年の二倍以上にのぼつております。三十八年では若干二十七人くらい下がつておるようですが、それでも八百三十四人、負傷者はその十倍くらいにのぼつておるようです。最近の新聞の切り抜き、私のところに少しありま

すけれども、これを見ても、たとえば川崎の火事で幼い兄弟四人が焼け死んでゐる。手を握り合つて死んでゐたそうです。それからまた秋田の雪深い山奥の農家でも、四人兄弟が逃げおくれで死んでゐるという記事があるし、それから武蔵野で八十八才のお年寄りも、これもなくなつておる。南千住でも、中風のおばあさんと、それからちよつと遊びにきていた中学生が、これも二月の二十三日になつておる。こういうふうな焼死事件が相次いでゐるというふうな事態に立つて、やはり消防の進め方についても、人間の命くらいというものはないわけですから、建物がいなくなつたつて、私は命を助けてもらふことが正しい方向だと思ひます。しかし、これは結論から言へば、逃げてもらふよりほかないわけなんです。そういうような点で、問題は非常に深刻だと思ひます。しかしながら、予防の指導という問題について、やはり十分に氣をつけなければいけないし、それから消火作業そのものの中

でも、やはりまず人間の命を大切にするんだ、そういうふうな強い御指導がなくてはならないと私は思ひます。いかがですか。

○赤澤國務大臣 いま安井委員がおあげになりました例は、ほとんど大部分農村や山の奥などでございましたが、私は、こういう周囲に空地のある、ゆとりのあるところでは、火災のために焼死した人は少ないのじやないか。私はそういうことはまだ研究しておりませんけれども、一つは、やはり都会地で非常に逃げにくいような個所に急に起つて、しかも最近油類を多く消費しますために、火の回りが早いというのをよく新聞などで見るわけがございますが、いづれにいたしましても、こういうふうな建築、また火災の際の、戦時中の防火訓練みたいなわけには参りませんけれども、やはり平素の指導というものは、消防関係の職にある者といつたしましては、十分配慮しなければならぬところでございますので、将来とも意を用ひまして、こういう事故が極力なくなるように努力をいたしたいと思ひます。

○安井委員 あと一、二点で終わりたいと思ひますが、その一つは、消防組織法の第十八条の二の第二号ですね。市町村相互間における消防職員の人事交流のあつせんに関する事項が、都道府県の仕事の中心に入られたのは、これは去年の改正でしたか。これについての御指導はどういうふうになつておりますか。またその成果はどういうふうにあがつておりますか。

○松村政府委員 これは昨年改正があつたばかりでございます。市町村から職員との交流のあつせんを申し出て、それに基づいて都道府県がやる。都道府

府県のほうから積極的にやるというところは、この際出發段階においては、いろいろ問題を惹起するようでございますから、まず手始めに、市町村のほうからの希望に基づいて都道府県があつてきつておる。そのために、あま

○安井委員 妙な成果があがつてゐるようなことも聞くわけです。といひますのは、これができてから、今度は結局、知事が市町村の消防の中に、人事の中にタッチできるわけですよ。タッチできると言つたらおかしいですけども、やうと思へばできるわけです。そういう形で知事が——これは市町村の消防は選挙にも役に立つというふうな場面もないわけではございません。そういうふうな例があるわけです。自分の關係の者を市町村の消防長とか、そういうふうな立場にどんな派遣をして、地固めをしてゐる、こういうふうな情勢も聞くわけでありますが、そういう点はいかがですか。

○松村政府委員 これはあくまでもあつせんでございますから、そう知事の思ふようにはいかないわけでございます。そしてまた、ただいま申しましたように、この法律改正によつて都道府県は、この法律改正によつて都道府県をやり直すことはいろいろ紛議を起こします。市町村からの申し出によつてそれをやるように、こういう指導方針でただいまやつておるのでございますか。

○安井委員 指導の方針はそうかもしれないませんが、やはり都道府県の消防課等は、市町村にとつてみれば補助金の起債なんかの窓口になるわけですから、やはりこゝに存在するわけですよ。そういうわけで、うちのほうのそれらは定年でやめるんだからおまえのほうに引き受けてくれないか、こういうふうな形で問題が処理されてゐる例がたいぶあるようです。ですから、これはあくまでもいま長官がおつしやつたやうなことが、この法律の条文が置かれたほんとうの意味だと思ひますが、それがさうでないような運用があるようですから、その点はぜひ十分御注意をおきを願ひたいと思ひます。

○松村政府委員 これは水防団としての勤務は入らないわけでございます。実はこの法案を作成する過程におきまして、水防団につきましてもこういう制度を設けようかという論も出たわけでございますが、水防団自体としては、いま考へております十五年にまだ相当間があるわけでございます。そこで水防団の問題は、まず消防団から出發して、その後の状況を見て次に考えよう、こういうふうな政府内部で意思を統一したのでございます。

○安井委員 しかし、それは實際は水防と消防と一緒にやつてゐる場合が多いでしよう。そういうようなことも考慮に入れてやはり考えなくてはならぬのではないかと思ひますが、いかがですか。

○松村政府委員 これは水防団としての勤務は入らないわけでございます。実はこの法案を作成する過程におきまして、水防団につきましてもこういう制度を設けようかという論も出たわけでございますが、水防団自体としては、いま考へております十五年にまだ相当間があるわけでございます。そこで水防団の問題は、まず消防団から出發して、その後の状況を見て次に考えよう、こういうふうな政府内部で意思を統一したのでございます。

○松村政府委員 消防団が水防をやっておりますのは、当然消防団の勤務年限として通算するわけでございます。したがって、水防専門にやっておる者だけがはずれる、こういうことでございませう。

○安井委員 あと、消防教育の問題や、特に高層ビルの火災の問題、これは松屋の事件等があるものですから、そういうような問題とか、それから一般の報酬全体の問題についていろいろ私も政府のお考えをたしたい問題がたたくさんあるし、この法律案そのものについても運用の問題でまだまだ問題があるように思うのですが、まだあと門司さんの質問もあるようですから、私の質問は一応これで終わっております。

○森田委員長 門司君。

○門司委員 大臣お急ぎのようですから、大臣に先にお伺いしておきます。

先ほど私の聞き違いかもしれませんが、とにかく速記録を調べてみなければわかりませんが、佐野君の質問に対して、消防施設税を設けるべきではないという印象を受けたのですが、ほんとうですか。自治省として考えたことがありますか。起案したことがありませんか。

○赤澤国務大臣 私が申ししたこと、何か誤解なさっているようですねけれども、さつき消防施設税の話があった。私はこの経過というものを詳しくは承知しておらないのですが、私は多年消防ということに対して、これは必要性が高くて、しかもみなその充実の一日も早からんことを願っておるわけですから、まず消防の責任を負う地方団体のほうへ政府のほうでもっとあたた

かい手を差し伸べるべきである、それがこの施設のための目的税をつくるより優先するのだという考え方でいたわけなんです。いままで消防施設税というもののついて当委員会ではいろいろ検討が行なわれていたということにつきましても、私はつまびらかにしないわけですね。しかし、いま財政局長の話をお聞きすると、これにつきましては大蔵省との間にまだ話が十分つかぬというところでありまして、しかし、この消防の施設を一日も早く整備しなければならぬということでは当然のことでございますので、あわせて検討をいたしてみたいと考えます。

○門司委員 私はただ無定見にそういうことを言うわけではございません。いまここにあります私の資料を見てみますと、これは、損保協会が各市町村に寄付をした消防自動車数が書いてあります。三十六年度で三十四都市に損保協会から寄付をしているのです。民間の営利会社からです。これはここ数年の計算をみると、私はもっと大きくなると思います。ここの正月に出た損保協会の報告書を読んでみますと、そう書いてある。ことほどさように、消防については資金は窮乏しているのです。同時に消防に対して、特に損保協会が起債といいますが、借金に依拠しておられる額は非常に少ないのであります。これは消防庁の意見から申し上げますと、消防庁が要求いたしました約三分の一くらいは金高にはなりはしないかと私は思うのですけれども、累積されて約三十六億の金が、政府が起債を考へておられないのか、こういう協

会から出てきておるのでございます。今日の消防というのは、こういうほん

とうに情けない状態の中で行なわれておる。損保協会が少なくともこれだけの寄付をするということは、一体どこに理由があるかということでありまして、火災保険のできた当初は、御存じだと思いますが、火災保険自身が消防隊を持っておたわけです。それは自分の費用で火を消せば、それだけ火災保険がもうかるのだ。それを今日自治体がその責任を全部背負っている。自治体の施設と自治体の住民の税金によってまかなわれておる消防施設の充実が、即ちこの営利会社の利益になっておる。そうであるならば、これはドイツのような目的税ということでは適當ではないかもしれないが、税金をとることがよろしいのではないか。損保協会自身がこれをやっておる。二百万円でありまして三十四台で六千八百万円になります。こういうものが今日の消防の実態なんです。私もこれはこういことを、お情けでしようがないからこのほうで寄付してやるのだというような態度でおいておいていいかどうかということ。それよりもむしろ国は、私が申し上げましたような観点に立つて課税する方法が望ましいのではないかと、こういう角度から申し上げておるのでありますから、ひとつこの点は誤解のないようにしていただきたい。こういう事実があるのです。これは大臣にはこれ以上聞かせません。

大蔵省に聞いておきたいのだが、大蔵省はこの実態を知っておりますか。こういう地方財政のあり方というものを大蔵省は知っていますか。少なくとも一億に近い金が、こういう損保協会から寄付をされておる。

○後藤説明員 台数等については、承知しております。台数等は知らぬと言われ

○門司委員 台数等は知らぬと言われ

○後藤説明員 損保協会のほうから、特に消防施設の貧弱なところとか、あるいは非常に消火作業に積極的に取り組んでいるところ等につきまして、若干そういう寄付があるということは聞いております。

○門司委員 いま大臣からもお話のあった消防施設税について創設のできないというのは大蔵省でしょう。大蔵省が反対していることは間違いない。あなたは御存じないかもしれないけれども、いままでの経過がそうなんです。大蔵省の何局ですか、それが強い反対をしていることはわれわれも知っております。こういう実態があるということ。大蔵省はひとつ考えておいてもらいたい。何のために今日私の会社がこういう一億に近いような金を寄付するのかという点です。これはやはり自治体の恩恵を受けているから、良心的に私はそういうことになつていくかとも考へる。しかし、こういう状態は好ましい状態ではございません。この点はひとつ大蔵省も、私はこれは大臣にでも来てもらつてよく知ってもらつたほうがいいと思うのだが、係の方にこういうことを言つたって、あまり真意は通じないと思うのです。あなたがそのま

も、おそらくそのまま言えないだらうと思います。通じないと思ひますから、これ以上申し上げません。

○川合政府委員 損保協会の寄附につきましては、私ども連絡を受けておりますが、その配分につきましては損保協会だけでやっております。私のほうはあずかつておりません。

○門司委員 そうだといひますと、結局これは損保協会の一方的の好意に基づくものである、こういうふうな解釈する以外にございせん。同時に、ここに市と市が書いてあります。この市自身が損保協会にお願いをしたのか、全く損保協会の好意によつて、ありがたくちょうだいするということになつていくのか、その辺はどうな

財政上の問題でも少し検討する余地があるのではないかと考えるのです。消防が非常に大事なものであることはわかっておる。大蔵省の諸君が何と言つても、個人の財産であると同時に国の財産であることは間違いないのであつて、国の損失であることに間違いない。そうだとするならば、やはり国の損失をいかにして防ぐかというのを大蔵省も少し考えてもらいたいと思うのです。消防なんというものはどうにもしようがないのだからというようにも、先ほどから同僚各位からいろいろ申し上げられております。問題は、こういうところにあると思う。こういうことで、かろうじて今日の消防の維持ができておるといふこと、これは大蔵省に最後にもう一つ聞いておきたいと思つておることは、こういう事態のもとに行なわれるものであるから、大蔵省自身の考え方に対して、さつき申し上げましたように、あなたに聞くわけにはいかぬかと思つておるが、少なくともこの種の問題に対する係官の考え方として、せめて起債の問題に対する取り組み方を一休どうされるかということ。この点もさつき申し上げましたように三十三年度と三十七年度の報告書に書いてあるのですから。三十六億という金をこういうところから借りておる。しかし、これは私はいいことではないと思つておる。金があるところから地方の自治体が借りることは悪いとは思つておるが、この実態だけはやはり知つておいてもらいたい。したがつて、起債その他の問題について、先ほどからお話のありますように、

に、きわめてわずかな起債であり、わずかの問題のように聞こえますが、この点についてあなた御自身のお考えだけをちょっと伺ひたいとおきたいと思つておる。これでよろしいとお考えになつておるか、不十分だとお考えになつておるか、それだけでけっこうです。

○後藤説明員 決して十分とは考えておりません。

○門司委員 こういう問題でありますので、ひとつ自治省も消防のほうももう少し考えてもらつたらどうかと思うのです。同時にポンプが三十四台、ここに書いてあるからいま市の名前を言つてもよろしいうございませう。こういうところにもみなきておる。その実態は消防のあずかり知らぬことだといふようなことで、一休消防としてつとまりませうか。こういう小さな町ではポンプ一つ買つたいへんです。北海道の稚内、富士、上田、留萌、長浜、津山、八代というところは、根室、岡谷、諏訪、鹿児島県の川内、水俣、いずれも小さな市です。十万人以下の市だと思つておる。こういうところはポンプ一台買つたいへんかといふことは、総予算の額からいけば非常に大きな問題だと思つておる。したがつて、もう少し消防もこれらに気を使つてもらいたいと思つておる。そうしてこういうことのないようにしてもらいたいといふこと、もう一つここで聞いておきたいと思つておることは、各消防団にありまふポンプの購入に對して、一休当該市役所がどの程度のめんどろを見ておるかといふことでありまふ。これは、常設消防のあるところに

消防団はあります。東京にもたくさんあると思つておる。大都市にもたくさんある。それらの消防団のポンプの購入というものは、大部分が地元負担で行なわれておると私は解しておる。こういう点について、自治省はどうお考えになりますか。

○松村政府委員 前段のお話につきましては、消防といふものが損保協会の金に依存して起債をしたり、あるいは消防自動車やポンプの購入、あるいはいろいろなやりくりをして消防力を充実してゐるという姿はまことに残念な姿で、これは筋の通つた道から金を出していくべき問題だと私は痛感しておる。その点はなほ遺憾に思ひまふ。その点はなほ遺憾に思ひまふ。だんだんそういうことのないようにやつてまいりたいと思つておる。

それから後段のお話につきまして、具体的な資料は持ち合わせませんけれども、消防団も市町村の機関でございますから、消防団の必要としまする消防施設も市町村の金でまかなう、あるいは補助金をもらつて市町村の金でまかなう、これが筋でございませうけれども、おそらく実情はお話のようになつておるのではないかと推測いたしておる。これは、常設消防のあるところに

○門司委員 時間もだいぶおそいですが、あまり長くやると人権じゅうりんでおこられるかもしれないから、この辺でやめますが、最後に、この法案に關係したこととちよつと聞いておきたいと思つておる。法案の内容にはつきり示されておるが、今回のいわゆる退職金といふものは、これは階級的に差があるの

ですか。それとも全部一律に同じようにお考えになつておるか。いわゆる役職によつて違ふといふことですか。わかるなら、その内容をこの際はつきりしておいてもらいたいと思つておる。

○松村政府委員 これは階級と勤務年限との両方によつて三万から七万という段階を設けておるのでございませう。申し上げますと、これはむろん法律が制定された後に政令で措置することにありますが、階級を団長、副団長、分団長それから一般の団員と四つに分けておる。そして、勤務年限を十五年から二十年、二十年から二十五年、それから二十五年以上、こういうことで、一般の団員が十五年勤めて三万、分団長が二十五年以上勤めて七万、いまこういうような考え方でおられます。

○門司委員 いま頭としつぽだけ言われたのですが、頭としつぽだけでは内容がわからないのです。頭としつぽはわかりませう。一番多い人と少ない人はわかりませうが、まん中はどうなつておるのですか。

○松村政府委員 それでは詳しく申し上げますと、まず勤務年限が十五年から二十年の間つとめた人につきましては、分団長が五万、副団長が四万、それから分団長、これには分団長に準ずる部長、班長といふものも含まれますが三万五千、一般の団員が三万、その次に二十年から二十五年までつとめた人、これは分団長が六万、副団長が五万、分団長が四万五千、副団長が四万、それから二十五年以上つとめた人は、分団長が七万、副団長が六万、分団長が五万五千、副団員が五万、こういうような考え方でおられます。

○門司委員 そうすると、法律によりますとこの財源は何か共済制度でやれ、こういうことになつておるようですが、これの数字は交付税の対象になりますか。

○松村政府委員 これは今度の法律の内容になつておるわけでございますが、この退職報償制度の確かな実施をはかりますために、中央の基金に各市町村が一定の金額を納入しまして、そして現実に対象者が出た場合に基金から市町村へ交付し、それを各該当事者に交付するといふことで、この経費につきましては現在交付税としては十二億円計上されることになつておられます。

○門司委員 問題はそこなんです。十二億を限るといふことが、交付税法のたてまえからよろしいですか。これは基本的な数の中に入つてもよろしいかと思つておるが、十二億限りで切るといふことはどうかと思つておる。まあこれは概算でしょうが……

○松村政府委員 同時にこの問題は、やはりその市町村の負担になるわけですね。共済基金の中から出るんじゃないんです。市町村の負担なんですか。どつちなんですか。

いというのですか。そんなものができるとたいへんなものが将来できやしないかと思うのだが……。

○柴田政府委員 結局いま消防庁長官からお話ございましたが、市町村が団員それぞれについて掛け金を払うわけでございます。その市町村の払います掛け金を大体平均的な数値で計算をして、そしてそれを消防団員の、標準団体における人口に置き直して計算すれば大体十二億程度になる。したがって、おっしゃるように十二億を限度にしておるわけでございますんで、概算でございます。

○門司委員 むろんこれは概算だと思いが……。

そうすると、もう一つ聞いておきたいのだが、交付税だということになると、不交付団体の分はどうなるのです。それもやはり交付税の中に入れるのですか。私の聞いておるのは交付税のためまえです。交付税というもののためまえが交付団体と不交付団体と分けていますね。この数字は皆同じでしょう。そうすると、この分については不交付団体にも交付税をやる、こういうことに解釈しておいてよろしゅうございますか。

○柴田政府委員 先生御承知のように、基準財政需要額の中に算入する、こういうことであります。

○門司委員 その辺が一向わからぬのだが……。基準財政需要額の中に算入するのだらうとは思いますが、平たく言えば、どんなに算定に入れても、不交付団体は不交付団体なんですよ。ところがこれだけは基準に入れたから、その分だけは不交付団体にやる、総体的には不交付団体であつても、この分

だけは共済基金に積んであげる、こういうことですか。

○柴田政府委員 不交付団体につきましては、これを入れても不交付団体であるわけですから、交付税は行きませんけれども、一般財源から出す、こういうことになります。

○門司委員 そうすると、こう解釈してよろしゅうございますか。交付を受けている団体は、交付金で掛け金をやつてもらえる。交付を受けていない団体は、自分の費用で掛け金をかけなければならぬ、こういうふうな解釈してよろしゅうございますか。

○柴田政府委員 交付団体でも、交付税にひもがついているわけではございませんので、税金と交付税と合わせたもので払うわけでございます。したがって不交付団体につきましてはおっしゃるとおりでございます。

○門司委員 どうもその辺が一向はつきりしないのです。はっきりしないと同時に、ここまで議論してくると、交付税の性格論から議論するようになりす。もう少し何かていさいいよくできなかつたですか、法律のためまえ上。交付金でこれをまかなうというのではななくて、消防は不交付団体も交付団体も苦しんでいることは同じだと思えますから、そうだとすれば、全体に補助金を出すなり、あるいはほかからめんどろを見るなりすることができると思ひます。これを交付税に依存するといふと、実際は問題がありはしないか。私はやはりこれは、もし国の施設でこういうことをされるのなら、この分は全額国が見る。国庫補助なら国庫補助をするというたてまえなら話がわかるのです。ところが交付税で見られ

るといふことになる、ちょっとやっかいで、かりに交付団体には、普通の場合には行かないのだというところになる、ここでは幾らか削られておるといふことになる。数字はごくわずかだうと思うけれども、交付団体の分がそれだけ減ることになるので、交付税で見るといふことについて、私はこれに賛成していかどうかというところに議論が出てくると思うのです。内容についてはかなり疑問がありますよ。これはもう少しはつきりしておいてください。

○柴田政府委員 いろいろ考え方があろうかと思いますが、消防団員に対する退職報償金でございますので、いわば自治体消防の職員に対する報償金だ、こういう考え方から地方団体がその財源の中で支弁するのだ、こういうたてまえをとつてまいつたと思うわけでございます。したがってその場合には、交付税を計算いたします場合に、こういうものに要する金を必要財政需要と考へて、基準財政需要額の中に算入する、こういう措置をとつておるわけでございます。お話のように、国家がきめるのだから、これに対して国が別途金を出すかどうかといった問題で御議論があるかと思ひますけれども、私どもは自治体消防というたてまえに立つてこういう措置をとつてまいつたわけでございます。

○門司委員 そうすると、これは算定の基礎の数字に、これをあげるといふことになる、大体団員一人についてどのくらいの数字を見ておられますか。

○柴田政府委員 いまのを概算いたしますと、標準団体で大体九百円見当

でございます。

○門司委員 もう一つ念を押しておきますが、その九百円というのは年額ですか。一人について九百円の予算があれば、この法律の金額はまかなえる、こういうふうな解釈してよろしゅうございますか。

○柴田政府委員 さようでございます。

○門司委員 それではきょうはこれで終わります。

○森田委員 他に質疑はありませんか。——なければ、本案についての質疑はこれにて終了いたしました。

次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後八時三十五分散会

昭和三十九年四月二日印刷

昭和三十九年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局